

## 幸徳秋水と『麵包の略取』の翻訳

山 泉 進

### はじめに

ロシア人の無政府共産主義者であるクロポトキン (Peter Kropotkin, 1842～1921) の著作 *The Conquest of Bread* は、*Le Révolté* 誌に掲載された一連の論文をまとめたもので、エリーゼ・リユクルの序文を付して1872年パリにおいてフランス語で刊行された。その後、一部が1892年から1894年にかけてロンドンの *Freedom* 誌に連載された。英語版はロンドンとニューヨークにおいて1906年暮に出版されている。本論考は、幸徳秋水による *The Conquest of Bread* の翻訳ならびに秘密出版にいたる経緯を明らかにすることを目的としている。幸徳秋水にとってクロポトキンの「無政府共産主義」思想との出会いは、それまでの「社会主義」実現の運動方針を大きく変えるものであったし、ひいては「大逆事件」の謀略へと引き込まれる要因にもなった。本論考はこの点を解明する一助になると考えている。秋水による翻訳本『麵包の略取』については、これまでに神崎清の『革命伝説』のなかでかなり詳しく言及されているし<sup>(1)</sup>、また坂本清馬や山川均らによる回想も残されている<sup>(2)</sup>。ここでは、最近発見された幸徳秋水のクロポトキン宛書簡<sup>(3)</sup>、その他の新しい資料を紹介しながら、『麵包の略取』の翻訳と出版にいたる過程を再構成してみたい。

## I 幸徳秋水とクロボトキン

### 1. 平民社創立1周年記念と「平民絵葉書」

幸徳秋水が、サンフランシスコ在住のローズ・フリッツを介してクロボトキンと直接コンタクトをもつようになったのは、アメリカから帰国後の1906(明治39)年9月であった。それ以前に幸徳秋水はクロボトキンについてどの程度の知識をもっていたのか、もっと広げて考えれば、日本の初期社会主義者のなかでクロボトキンはどのように受け入れられていたのか、それらのことに触れておく必要がある。それには、自由民権運動のなかでナロードニキ運動時代のクロボトキンについてどのように紹介されたのか、また、その後の初期社会主義運動のなかでクロボトキンはどのように評価されていたのか、とりわけ週刊『平民新聞』においてクロボトキンについての情報はどの程度知られていたのか、これらの点を明らかにしておく必要がある。ただ、残念ながら、いまはスペース的にそれらの点について言及する余裕はない。ここでは、週刊『平民新聞』の発行1周年を記念して発売された「平民絵葉書」のことから、幸徳秋水とクロボトキンについての出会いの叙述を始めることにしたい。

1903(明治36)年11月15日をもって創刊された週刊『平民新聞』は、その1周年記念の企画を1904年10月9日発行の第48号で発表している。そこでは、11月13日発行の第53号を記念号とすること、「共産党宣言の全文」を掲載すること、また毎号100部を保存してきた週刊『平民新聞』の「合本第一巻」を1円50銭で刊行すること、そして第53号の発売日に会費制による「小園遊会」を開催すること、が報告されている。そして翌週の第49号(10月16日)には、「社会党名士の肖像入絵葉書」の発行が加えられた。翌々週の第50号(10月23日)では、「小園遊会」を具体化させて瀧の川・紅葉寺(日本鉄道王子停車場より4、5丁)において午前9時より午後4時、会費25銭で開催するとの案内がなされている。そして、「平民絵葉

書」については定価未定であるが、1組6枚とし、マルクス・エンゲルス・ラサール・ベーベル・クロボトキン・トルストイを選出したと報告された。実際に「平民絵葉書」1組6枚、定価10銭（郵税2銭）が発売されたのは、1周年記念の第53号の発売日である11月13日であった。第54号（11月20日）には、「粗野なる平民社の製作品としては存外好評」であり、画家の平福百穂君と国光社印刷部に感謝する旨が述べられている。その6名については、マルクスとエンゲルスは「近世社会主義の祖」、ラサールは「独逸社会民主党建設者」、ベーベルは「独逸社会民主党首領」、トルストイは「露国非戦主義の老儒」、クロボトキンは「無政府党首領」との説明が加えられている。創刊号に掲載されている「発行情形」には、マルクス、エンゲルス、ベーベル、ウィリアム・モリス、ゾラ、トルストイの肖像が編集室に飾られたということなので、創刊1年にして、モリスやゾラを押しつけてクロボトキンが平民社のなかで認知されたということになる。少なくとも「無政府党首領」としてのクロボトキンは、この時、平民社の社会主義者たちに評価されていたことになる。

ところが、瀧の川での園遊会は当日の朝に禁止処分を受けた。午後、有楽町の平民社に集まり、近くの日比谷公園で記念写真を撮ろうとした瞬間、警官（平服警部）に遮られて撮影できず、平民社に帰ってよく知られている編集者4名（幸徳・堺・石川・西川）の写真が撮られた。石川三四郎は、「本社に帰れば上野氏写真器を装置して待つ、記念の為め吾等編集者四人を撮影せんとするのである。撮影終りて朝来の混雑も夢と消え、跡は静かに将来の運動方針を談る人々もあつた」（石川三四郎「園遊会禁止の記（其四）」、週刊『平民新聞』第54号・11月20日）書いている。

予告通り、週刊『平民新聞』は、創刊1周年記念号（第53号）で、幸徳秋水と堺利彦による「共産党宣言」の翻訳を掲載した。しかし、この第53号は新聞紙条例第33条（社会秩序の壊乱）違反により発売頒布の停止処分を受けた。前号（11月6日）の巻頭に掲載された石川三四郎執筆の「小学

教師に告ぐ」等による処分が続くものであった。その3日後の16日には社会主義協会が、治安警察法第8条2項（安寧秩序ヲ保持スル為必要ナル場合ノ結社禁止）に該当するとして警視総監・足立綱之名で結社禁止処分を受けた。第52号事件の東京地裁での公判は11月12日から開始された。この日は検事の起訴理由の陳述だけがおこなわれたが、起訴内容には新聞紙条例第32条の「朝憲紊乱」の罪が加えられ、発行兼編集人である西川光二郎にくわえて印刷人である幸徳秋水も被告とされた。第32条の規定は、「皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シ政体ヲ変革シ又ハ朝憲ヲ紊乱セントスルノ論說ヲ記載シタルトキハ発行人、編集人、印刷人ヲ二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ処シ、五拾円以上參百円以下ノ罰金ヲ付加ス」との内容で、刑期や罰金が重く、また印刷人までもが罪に問われる点、発行禁止や印刷機械の没収などが含まれる点でも、第33号の「秩序壊乱」罰則より重い規定であった。

審理は11月15日から始まった。安住時次郎検事が一切の私有財産制度を廃止しようとする主張は憲法で保障している所有権保護の原則に反することになると主張したのに対して、幸徳秋水は、現在でも公益のために法律を制定して土地や財産が国家社会に移されている現実がある。将来、社会主義者が議会で多数をしめて、法律を改廃し、あるいは制定して生産機関を国有とすることは合法的なことであると反論している。同年11月19日の東京地裁判決（裁判長・今村恭太郎）は、新聞紙条例第32条の「朝憲紊乱」罪が適用され、西川、幸徳両名にたいして、輕禁錮5ヶ月、罰金50円、週刊『平民新聞』の発行禁止、さらに印刷機械の没収が宣告された。以下、裁判の経過だけを列挙すれば、同年12月10日東京控訴院での公判が開始され、翌1905年1月11日判決、地裁判決を支持した。これに対し西川と幸徳とは上告したが、大審院（裁判長・鶴丈一郎）は2月23日、上告棄却の判断を下した。かくして、西川光二郎に第33条の「秩序壊乱」の罪も加えられて、輕禁錮7ヶ月罰金50円、幸徳秋水に対しては輕禁錮5ヶ月罰金50円の有罪が確定した。そして、週刊『平民新聞』は発行禁止処分を受け、印刷機械も

没収されることになった。

## 2. クロポトキン思想への傾斜

1905（明治38）年2月26日、幸徳秋水は巢鴨監獄に入獄した。死刑後にニューヨークで発行されていた *Mother Earth* 誌（1911年8月号）に掲載された、幸徳秋水からサンフランシスコ在住のアルバート・ジョンソンに宛てた一番古い書簡は、前年11月25日付のクロポトキンの肖像写真を印刷した「平民絵葉書」である。この肖像写真はジョンソンから送られてきたものであった。文面には、「I feel very happy to inform you that this picture was reproduced from that which you sent me, and is published from *Heimin Shimibun* office, a Socialist weekly.」と説明がなされている。幸徳は、同月19日の東京地裁で「treasonable article」により5ヶ月の禁錮刑の判決を受け、巢鴨監獄に入獄しなければならないことを伝えた<sup>(4)</sup>。次便は1904年12月30日付の書簡では、冒頭で「I have received Mr. Kropotkin's address and many valuable literatures which sent to me」と礼を述べている。幸徳は、ジョンソンにクロポトキンのロンドンでの住所を知らせてくれるように頼んでいたことになる<sup>(5)</sup>。つまり、幸徳秋水は入獄以前に、すでにクロポトキンへの関心を示していた。そして、獄中でクロポトキンの *Field, Factories and Workshops*（『田野、製造所及工場』と訳している）を読んでいたことは1905年5月30日付堺利彦宛の獄中からの書簡<sup>(6)</sup>で知ることができるし、7月28日の出獄後、静養中の小田原から出した同年8月10日付ジョンソン宛書簡では、獄中で繰り返し読んだ書物として、ラッド（Ladd）の *Hebrew and Christian Mythology* とクロポトキンの *Field, Factories and Workshops* を挙げ、それらがジョンソンから送られてきたものであることに言及している。そして、続けてよく知られている次のような文章を記している。

Indeed, I had gone as a Marxian Socialist and returned as a radical Anarchist. To propagate Anarchism in this country, however, it means the death or lifelong, at least several years' imprisonment. Therefore its movement must be entirely secret, and its progress and success will need long, long time and endurance. <sup>(7)</sup>

時間をすすめれば、同年11月22日幸徳は、渡米中の伊予丸の船中で、*Memories of a Revolutionist*を読み、「クロボトキン自伝、彼れの英国に遁れ、次て瑞西に赴くの条下より、マルクス、バクーニン衝突に関する批評を読む、感慨多し」と日記に書き残して、自らの境遇を重ね合わせている<sup>(8)</sup>。1905年11月から翌年6月までの滞米中にジョンソンやフリッツ夫人に会ったこと、他方でアメリカ社会党に入党したこと、サンフランシスコ大震災に遭遇したころ、オークランドで社会革命党を結成したこと、これらのごとについては詳しく言及する必要はあるまい。1906年6月23日、香港丸で横浜に着き、28日には神田錦旗館での日本社会党による歓迎集会で「世界革命運動の潮流」と題して演説をする。「諸君、過去一年有余の入獄と旅行とは、予の主義理想に何等の変化をも与へざりき、予は依然として呉下の旧阿蒙也、依然として社会主義者也」と切り出し、「主義理想」に変化はないが、実現するための「手段方策」については「変転すること無し」とはいえないと、国内状況を考慮して控えめに表現している（『光』1906年7月5日号）。

1週間も経たない7月4日、幸徳は妻千代子と郷里・中村へと旅立ち、9月7日に東京に帰ってきている。その間の7月19日、中村からサンフランシスコのフリッツ宛に手紙を書いた。クロボトキンの著作について翻訳の許可を得たいので、クロボトキンの住所を教えてくださいと求めている。ローズ・フリッツ (Rose Fritz) からクロボトキンへは、同年9月3日付で書簡が送られ幸徳秋水を紹介した<sup>(9)</sup>。ロンドン東南ブロムリー在住のクロボトキンからの9月25日付幸徳秋水宛書簡（「幸徳秋水・クロボトキン往復

書簡」の番号(1)、以下は「往復書簡(1)」と略記する)は、麹町区本園町の堺利彦気付で送られてきた。冒頭に、「Miss Fritz has forwarded to me your letter and has told me about your stay with them in San Francisco.」とあるように、フリッツ宛の幸徳書簡は、クロボトキンへと転送されたことになる。翻訳の許可についての個所は、「You ask the permission of translating my articles. I am extremely glad to give you that permission. If you desire to have any of my books, it will be a great pleasure for me to send them.」という内容である。論文の翻訳許可のみならず、読みたい著書があれば、喜んで送る用意があるとまでいっている<sup>(10)</sup>。

翌1907年1月15日日刊『平民新聞』を創刊、その第16号(2月5日)に「余が思想の変化」を掲載、1901年5月の社会民主党結党以来の日本社会主義運動の基本的方針であった「議会政策」(普通選挙を実現し議会で多数を獲得して社会主義を実現する)を批判し、労働者による「直接行動」(ゼネスト等)によって社会主義を実現する運動方針を唱えた。ここでは、社会主義運動における「手段方策」の「変転」から、「主義理想」の「変化」にまで言及する。秋水はいう、「労働階級の欲する所は、政権の略取でなくて、『麵包の略取』である、法律でなくて衣食である、故に議会に対して殆ど用はないのである」と。あきらかにクロボトキンの思想の影響をみてとることができる。

さらに時間を進めれば、同紙掲載の「大久保より」(同年2月20日号)には、「クロボトキン、ジョントナー等諸氏の関係せる「フリーダム」も印刷費償はず維持困難の由にて寄付を募り居り候、「ヴォイス・オブ・レーボア労働の聲」てふ週刊も去年十一月発刊の筈なりしに一月十八日迄延期致候、彼等は皆な労働者が其賃銀の幾分を割きて発行するもの故、屢々発行期を後るゝこと有之候、其苦辛の程同情に堪へず候」と、クロボトキンからの書簡(1906年9月25日付、幸徳秋水宛、前掲)を紹介している。また、同年3月10日号の同欄では、「宮崎〔民蔵〕君は、クロボトキンの共産主義を罵つて、ク翁は学者だ

けに理想は高遠だけれど、実際の下情に疎い、どうしても大名の共産主義だ、お人よしに過ぎるといふたが、ク翁の『耕地、製造所、工場』<sup>フィールド フクトリリー ウォークショップ</sup>などを読めば如何に翁が農業の実地経済に通じて居るか分かる、僕は何処までもク翁の信徒だ」とクロボトキン擁護の姿勢を鮮明にしている。

幸徳秋水は、渡米中に見聞した、1905年のロシア第1次革命や、国際的な社会主義運動における議会政策否定の動向、目の当たりにしたサンフランシスコ大地震による社会秩序の突然の崩壊と相互扶助の実現、それにクロボトキンからの思想的影響などにより、社会主義運動における「議会政策」論から「直接行動」論へと傾斜し、また思想的にも、それを支える「社会民主主義」から「無政府共産主義」へと傾斜し、これまでの運動方針と思想の方向を転換していくことになる。

## II *The Conquest of Bread* の翻訳経過

クロボトキンの *The Conquest of Bread* の翻訳に絞れば、日刊『平民新聞』(1907年3月24日号)の「大久保村より」に、その端緒を見つけることができる。「昨日(二十二日)の俄か雨には多くの人が困つたらう、(略)僕の家族は丸善へ『麵麩の略取』(*The Conquest of Bread*)を取りに遣たらビシヨ濡れになつて帰つた。『麵麩の略取』はクロボトキン先生の名著で、初めは仏文で出た、ゾーラが見て、真個の詩だといつて称嘆した書だ、其数節は早くから英訳されて一、二の小冊子になつて居たが、去年末に愈々其全部の英訳が一冊となつて出た、ク翁が共産主義の立場から、将来革命の方法と理想社会建設の次第とを述べたものである」と。

1906年にニューヨークとロンドンで英語版の *The Coquest of Bread* が刊行された<sup>(11)</sup>。巻頭に付された「自序」には、「1906年10月」とあるので、それ以後の刊行ということになる。幸徳秋水からクロボトキンに対して翻訳許可を求めたことは、1907年4月29日付の書簡(「往復書簡(5)」)に出て



くる。ただ、「again」という単語が挿入されているように、これ以前にも問合せをしていたことが推測できる。現在知られている書簡（1906年12月15日付「往復書簡（2）」、1907年2月15日付「往復書簡（3）」）には、そのことが記述されていないので、それ以後に問合せの書簡を出していたのであろう。1907年4月29日付書簡（「往復書簡（5）」）は次のような内容である。

I write to ask you again for your permission of translating your “The Conquest of Bread” from English edition into Japanese and Chinese language. I am very sorry, however, to say that I cannot do any pecuniary offer for your permission, because we Japanese Socialist Comrades are now under so severe persecutions that many copies of our daily, which published the translation of your “An Appeal to the young”, were sized [*sic*] by the officials and two of its editors were sentenced the imprisonment of three months and one month respectively for the charge of publishing that “treasonable writing”. (afterward [*sic*] our paper were at last suppressed.)

ここで注目すべきことは、幸徳秋水からの翻訳許可の要請は、日本語だけでなく中国語訳も含まれていることである。当時、中国人革命家たちとの交流が深かったことが理由であろう。クロボトキンからの翻訳許可のことは、1907年5月30日付のクロボトキンからの幸徳秋水宛書簡（「往復書簡（7）」）で言及されている。

Now, of course, I shall be most pleased that my “Conquest of Bread” should be translated into Japanese and Chinese. Only I should be extremely sorry if any body of our Japanese or Chinese comrades had to go to prison for their kindly [*sic*].

Give my best fraternal greetings to those brave comrades who had to go to prison for my “treasonable writing” – the Appeal to the Young. It is so modest however.

Of course there is absolutely no question about any renunciation. It is I who am most thankful to those who spread our ideas at the risk of their liberty and all sorts of trouble.

When it is out, kindly send me 2 copies – one for myself and another for the “British Museum” as also of the Appeal to the Young.

それとは行き違いになった、1907年5月14日付の幸徳秋水からクロボトキンに宛てた書簡（「往復書簡（6）」）では、ロシア語のリーフレット『パンと自由』が送られてきたことへの礼と、東京の洋書店（English Book Store）ではクロボトキンの英語版の書物は入手することが可能で、買求める人が急速に増えてきていることを知らせている。

After I mailed my last letter, which I asked for your permission of translating your “Conquest of Bread”, just received your kind letter and Russian leaflet “Bread and Freedom”. I thank you very much for them.

As I wrote other day, now all your books are sold at the English Book Store in Tokio and their readers are rapidly increasing.

そして、1907年5月30日付のクロボトキンから幸徳秋水へ宛てた書簡（「往復書簡（7）」）では、*The Conquest of Bread* を1部送ったことを知らせている。前の書簡で、幸徳秋水は東京の洋書店で入手することが出来ることを知らせていたが、これも行き違いになった。もちろん、記念の意味もあったであろうが、おそらくクロボトキンの心配した通り、当局に押

収されて幸徳秋水の手には届かなかったであろうと推測される。さて、同年7月23日付幸徳秋水のクロボトキン宛書簡（「往復書簡（9）」）では、「I am now translating your “Anarchist Morality”, which I mean to read at a Socialist Summer lecture meeting that is to be held from Aug.1th [sic] to 15th. After it finished [sic] I will begin the translation of “Conquest--.”と書いて、8月に開催される社会主義夏期講習会のために「アナーキストの道徳」を翻訳しているが、終わり次第 *The Conquest of Bread* の翻訳に取りかかる旨を知らせている。

その後の一年ばかりに及ぶ翻訳完成にいたる過程について、同志宛の書簡によってたどれば次のようになる。1907（明治40）年7月7日付石川三四郎宛書簡、「今朝クロ翁より、青年論の爲めに諸君の奇禍を買へるを哀しみ、獄中なるブレーヴ、カムレーズに深厚なる友愛<sup>ベストフラクチャーナル グリーチング</sup>の敬意を表してくれと申し来れり。且ち麵包の勝利の翻訳承諾をも快諾し来れり。翁は深く日本同志の辛酸を感謝せる旨を極言せり」と。これは、もちろん同年5月30日付のクロボトキン書簡（「往復書簡（7）」）の紹介。この書簡は、『大阪平民新聞』（8月1日号）に次のように翻訳されている、『『麵包の略取』の日本語及び支那語に訳されんことは、勿論予の大に喜ぶ所也、唯だ日本人及支那人同志中に之が爲めに入獄する者あるに至らんことは、予は深く之を悲しまざるを得ず、乞ふ予の秩序壊乱的文章なる『青年に訴ふ』の爲めに入獄せられたる勇敢なる諸同志に対し、予の深厚なる友愛の敬意を送れ、左れど彼著作は爾く温和なりしものを。翻訳許諾に就て絶対に何等の報償を要せざるは勿論也、一身の自由を賭し有ゆる困難を侵して、我等の理想を宣伝せんとする人々に対しては、却つて予の方よりこそ、深く感謝せざる可らざる者也。『麵包の略取』出版せば乞ふ二部を送れ、一部は予に、一部は英国博物館に蔵すべし」と。

さらに、『大阪平民新聞』9月5日号）の「東京の社会運動（8月3日記）」には、「小生自身は愈々『麵包の略取』の翻訳に取りかかり申候、拙訳「総

「同盟罷工論」は」云々とある。この点は、前述の幸徳秋水のクロボトキン宛書簡（「往復書簡（9）」）でも、「社会主義夏期講習会」の後で云々と触れられていた。少しとんで、12月にはいると、12月23日付吉川守国宛書簡に、「アナキズムの書は、日本では未だ煙山〔専太郎〕のと久津見〔蕨村〕の外に纏つたものは無いので残念だ。英語ならば大分あるが、クロボトキンの『コンクエスト、オブ、ブレッド』が一番良い。これは来年初夏までには僕が翻訳する筈だ」<sup>(12)</sup>とある。

年が替わって、1908年3月11日付石川三四郎宛の書簡では、「パンの略取の反訳を兀々とやつてる。少し続けると直ぐ病にさはるので中々捗取らぬ。併し此書の翻訳が、数年の伝道にまさると思ふので忠実にやつてる。六月一パイはかかるだらう」（369頁）と書き、4月16日付笹原定治郎宛のハガキには、「小生も六月頃には上京が出来やうと思つて居ます、目下コンクエスト、オブ、ブレッドを訳して半分出来た所です」（376頁）と翻訳が半分ほどすすんだことを知らせている。5月6日中村局印の山崎今朝弥宛書簡には、おそらくアナキズム関係の書籍の問合せに対して、「御申越の書物はThe Conquest if Bread by Kropotkinが一番良いと思ふ、英版で五円七十銭、米版で二円ホドで丸善へ注文すれば取寄せてくれる、選挙や議会で革命が出来るなど、思ふは大きな間違ひだ」（378頁）と書いた。

しかし、幸徳は病状が重くなり翻訳は進まなかった。また6月22日には「赤旗事件」が勃発した。6月29日付石川三四郎宛の書簡には、「今度兎も角アナキストコムニズムを公然天下に名乗つたのは、僕は良かったと思ふ、イツか一度は宣言すべきだから」と感想を書き、「今度の一件では嘸ぞ苦しくも忙しくもツマラなくもあるたらう、君の立場には深く同情して居る、如何にも気の毒だ」（383頁）と石川に同情している。もちろん、石川が山口孤剣出獄歓迎会の呼びかけ人の一人となり、「赤旗事件」が引き起こされたからである。また、「支那の同志」からも「憤慨」して上京をうながしてくるので、「三週間ばかり」したら上京するつもりであるが、「僕もまだ健康は

良くない、衰弱がひどいから、一定の仕事も運動も出来ないが、兎に角一度は上京して方針を極めねばならぬ、又此地に居やうとしても、段々食ふに困つて来るので、居られなくなつたのだ」(384頁)と近況を知らせている。そして、7月10日付の吉川守国宛の書簡に、「パンの反訳は殆ど出来た。多少修正を加へて居る、上京の後出版の計画して見るつもりだ」(387頁)、その5日後には、「反訳は愈々出来上つた、四五日中出発する、新宮にも立寄つて今後の相談するつもりだ、(中略)反訳の出版が一寸困難と思つて居るが書肆が引受けなければ自費でやる外ない」(森近運平宛、7月15日付、388頁)と翻訳の完成と自費出版の可能性について報告している。

幸徳は、1908(明治41)年7月21日郷里を出発、途中、新宮から佐賀県唐津町に滞在中の島中雄三に宛てて次のような手紙を送った。島中は京都で『新社会』と題する雑誌を創刊していた。「小生は病気がまだ良くないが「パンの略取」の翻訳も出来たし、長く引込んでも居られぬので、兎も角一度上京して入獄者及びその家族を見舞ひ、迫害の様子を観察し、兼ねて「パンの略取」出版の周旋もしたいと思つて、去る二十一日出発当地迄やつて来た、ここで大石兄に種々運動の相談もするつもりであつた、然るに二十五日に当地に着した時は、長途の航海で又々病気がわるくなり、動くことが出来ないで今猶滞在療養してゐる始末だ、此二三日大分よくなつたから、五六日もすれば出発出来やうかと思つてゐる」(390～391頁)と。そして今後の運動については、なるだけ東京で機関紙を発行したいが、「小生自身今日の健康では、到底自ら激務に当ることは出来ない」こと、9月に森近運平が出獄、上京すれば相談したいこと、ただ、機関紙の内容は「通信連絡」に止まらざるをえないこと、そして「実際の伝道は演説でも出版でも多くは秘密にすることになるだらう、政府の方でさうさせるのだ」(391頁)と、病氣と弾圧により追い詰められていく様子が窺える内容になっている。

出版のことは少し月日が経った11月30日付大條虎介宛書簡にでてくる。「拙訳『麵包の略取』は文明協会と相談はしましたが、発売禁止の恐れがあ

るので同会も出版を見合せることになり、目下小生自身の手にて何等かの方法で印刷し、同志に頒ちたいと苦心中です、出版次第御知せ致しますから御注文を願ひます」、「此様な迫害圧迫の中に在ても、同志は日に月に増加して行くので、表面の運動は出来なくてもイツか多数の人民を覚醒し得る時があると思ひます、夫れまでは心静かに人民を教育する外ありません、拙訳『麵麩の略取』は此点に就て余程参考になるのですから、是非御地の同志諸君にも読ませて戴きたいと思ひます」<sup>(13)</sup>と。

ところで、この一年ばかりの翻訳着手から完成にいたる経過のことは、秋水の自筆原稿「訳者引」に詳しく書かれているので引用しておきたい。

予が原著者クラボトキン翁より本書翻訳に関する承諾を得たのは、去年〔1907年〕七月の初めであつた、直ぐ取掛つて僅か三十枚ばかり書くと、程なく社会主義夏期講習会の準備や開催やで翌八月中まで多忙を極め、九月に入ても更に社会主義金曜講演の発起などで、落ついて筆が執れぬ、次で寒冷の気の催す頃より数年来の持病なる慢性腸加答児〔カタル〕と妻の癱瘓質斯リュマタテスとの病状が段々悪く、療養も生活も出来なくなつたので、愈々同十月東京を引払つて故郷の親戚へ寄食することにした。／途中の淹留〔とどまること〕や行李の安頓〔かたづけの意〕やらで、一、二ヶ月を空過し、漸く本年〔1908年〕一月半ばより再び訳稿を續くことを得た、而も病気の苦悩と生活の困難とは何処までも付て廻るので、常に心力を本書の執筆のみに専らにすることは出来ず、一日書ては三日休み、五日書ては十日も捨て置くといふ風で気ばかり焦つても仕事は捗取らず、初めて稿を起せしより殆と一年の長きを経、漸く本年七月中旬に至つて、全部を完成することを得た、其イケヂなさに実に慚愧に堪へぬ次第である<sup>(14)</sup>。

アメリカから帰国後、秋水が唱えた「直接行動」論は、日本の社会主義運

動を「直接行動派」と「議会政策派」に二分し、合法的に結成された「日本社会党」は禁止されるにいたった。「直接行動派」に対する政府の弾圧は厳しかった。『大阪平民新聞』や『熊本評論』に対する言論弾圧は相次ぎ、1908年1月には屋上演説事件、6月には「赤旗事件」で堺利彦、大杉栄、山川均ら中心メンバーが逮捕され、社会主義運動はほぼ不可能な状態に陥った。秋水は書いている、「噫、予が遙かに如上の形勢を望んで半夜衾を蹴て立ち、衣を褰〔かかげる、すそをもちあげる〕けて走らんとせし者、幾度であつたらう、而も予が境遇と健康と他の事情とは、之を許さない、予は此際に於ても猶ほ隠居して本書の翻訳を続けることが、予が為し得る、且つ為さざる可らざる最善の事業なるを確信したので、涙を呑んで机に向つた。我親愛なる友人同志の厄災や、尊貴なる運動の頓挫を座視して、兀々として筆を執た」（同上、101頁）と。秋水の焦燥感はたかまっていく。さらにいう、「斯くて本書の翻訳は比較的長日月を費し、且つ力の及ふ限り原文原意を遂ふて忠実に訳出したにも拘らず、病衰の身で推敲を費す気力が無いのと、田舎のことで教へを乞ふ先輩友人に乏しかつたため、文字の明快流暢を欠ぐのは元より、多少意義の誤謬も免かれまいと思ふ、此点に就いては深く原著者に謝すると同時に、切に大方読者の指摘叱正を願ふのである」（同上、102頁）と。

### Ⅲ 『大阪平民新聞』と『熊本評論』での翻訳

#### 1. 『大阪平民新聞』の「研究資料」欄

『麵麩の略取』の翻訳と公表は、『大阪平民新聞』に設けられた「研究資料」欄から始まっている。半月刊紙（月2回刊行）の『大阪平民新聞』は、森近運平が編集兼発行人となって1907（明治40）年6月1日に、創刊号が発行された。日刊『平民新聞』（1907年1月15日創刊）が、政府による言論弾圧、社会主義者にたいする迫害、そして財政的困窮によって廃刊となっ

たのは第75号(同年4月14日)で、その1ヶ月半後に、大阪と東京で『大阪平民新聞』と片山潜・西川光二郎らによる『社会新聞』が創刊されたことになる。当時、社会主義運動の方針をめぐる、「直接行動」論を主張する幸徳秋水らと従来の「議会議案」論に固執する田添鉄二や片山潜たちが対立し、『大阪平民新聞』が前者、『社会新聞』が後者の立場を鮮明にしていくようになる。『大阪平民新聞』は、第11号(1907年11月5日)から『日本平民新聞』と改題し、「全国同志の機関」紙へと拡張させた。そして、第23号(1908年5月5日)と5月20日の「号外」をもって休刊・廃刊を余儀なくされた。廃刊にあたっては、表面上は東京への事務局の移転と拡張をめざすことを広告している。

「研究資料」欄は、編集者である森近運平によれば、「社会問題に関する泰西名家の所説」や「日本に於ける学理的論文」の紹介を通して、「研究者の便」をはかることを目的としたいと記されている。もちろん、週刊『平民新聞』に掲載された「共産党宣言」が社会秩序の壊乱にあたるとして有罪の判決を受けたものの、判決文のなかでは「学術研究の資料」として新聞雑誌に掲載することはそのかぎりではないとする文言があり、それを逆手にとってのことであった。森近は念を押して次のようにいっている、「本欄の所説を以て編集者の主張上の責任を問はれることは無いのであります、此段読者諸君にお断り致します」と。

「研究資料」欄で紹介された文章を全体的にみれば、『大阪平民新聞』の第1号から第5号までが、クロボトキン著・山川均訳「賃金制度」、第6号から第9号までは山川均解説の「マルクスの『資本論』」、第10号からは堺利彦著「万国労働者同盟(一)(二)」で、『日本平民新聞』と改題された第11号は休載、第12号に続きの「(三)(四)(五)」、第13号に「(六)(七)(八)」が連載された。そして第15号と第16号にはクロボトキン著・大杉栄訳「自由合意」、第17号・第18号はマラテスタ著・幸徳秋水訳の「無政府主義と新労働組合」、第19号から第21号までがクロボトキン著・幸徳秋水



訳「万人の安楽」、第22号・第23号にクロボトキン著・幸徳秋水訳「無政府共産主義」が掲載された。

このなかで、クロボトキンの *The Conquest of Bread* との関係をみれば、山川均訳「賃金制度」、大杉栄訳「自由合意」、そして幸徳秋水訳「万人の安楽」「無政府共産主義」が該当することになる。時系列に並べ、原書との関係、また幸徳秋水訳書『麵包の略取』との訳文の相違について検討しておきたい。

(1) 山川均訳「賃金制度」(一)～(五)

(『大阪平民新聞 1907年6月1日号～同年8月1日号])

この部分は、幸徳秋水訳『麵包の略取』では第13章「集産的賃金制度」に該当する。原書では Chapter XIII・The Collectivist Wages System の全文訳である。ただ、原書ではこの章は I～IV に分割されているが、山川は I～III 節の区分はそのままにして (一) から (三) の番号を付して訳出し、原書の IV 節は、分量が多いためか (四) と (五) に分割して翻訳・掲載している。幸徳訳『麵包の略取』では、原書どおり、この章の全体を原文のまま「其一」から「其四」までに区別して翻訳した。

幸徳訳の『麵包の略取』の文章は、山川訳をそのまま採用したのではなく、自分の文体で訳し直している。例えば、この章の第1パラグラフについての訳文の違いをみてみよう。最初に原文 (A) を掲げ、次に山川訳文 (B) と幸徳訳文 (C) を掲げる。なお、原文は、注 (11) で紹介したリプリント版によっている。

(A) 原文

It is our opinion that collectivists commit a twofold error in their plans for the reconstruction of society. While speaking of abolishing capitalist rule, they intend nevertheless to retain two institutions

which are the very basis of this rule —Representative Government and the Wages System.

(B) 山川訳文

予の見る所に依れば、集産主義者は其社会改造の計画中に、二重の謬を遣つて居る、資本の権力廃止を唱えながら一方には此資本の基礎となつて居る二つの制度、即ち代議制度と賃金制度の保全を望んで居る。

(C) 幸徳訳文

吾人の見る所では、集産主義者は其社会改造中に二重の謬りをやつて居る。即ち資本家統治の廃止を唱へながら、一方には此統治の真個の基礎たる二つの制度を保全せんとして居る—即ち代議政治と賃金制である。

これによれば、幸徳訳は説明的な訳文ではなくて、クロボトキンの文章により忠実に、一つ一つの単語を意識しながら簡潔に訳そうとしていることを読み取ることができる。

(2) 大杉栄訳「自由合意」(一)(二)

(『日本平民新聞』1908年1月1日号～同年1月20日号)

大杉訳のこの部分は、幸徳訳『麵麴の略取』では第11章「自由合意」に該当し、原書のChapter XI・Free Agreementに当たっている。これについても、原文(A)、大杉栄訳文(B)、幸徳秋水訳文(C)で比較しておきたい。第1パラグラフの途中までである。

(A) 原文

Accustomed as we are by hereditary prejudices and absolutely unsound education and training to see Government legislation and

magistracy everywhere around, we have come to believe that man would tear his fellow-man to pieces like a wild beast the day the police took his eye off him ; that chaos would come about if authority were overthrown during a revolution.

(B) 大杉訳文

吾々は、遺伝的偏見や、又全く虚偽なる教育に依つて、何処に向つても政府だとか、立法だとか、司法だとか、いふ者の外を見ない癖になつてゐるので、若し警察官が吾々を看視してゐなかつたら、吾々人類は直ちに猛獣の如くに相食み合ふであらうとか、又若し政府が或る激変の下に滅くなつたら、世は直ちに混沌乱雑の裡に陥つて仕舞ふだらう、などと信ずるのである。

(C) 幸徳訳文

吾人は、遺伝的偏見や、又全く虚偽な教育訓練に依つて、何処に向つても政府だとか、立法だとか、行政だとかいふ者の外を見ない癖になつて居るので、若し警官が少しく目を離した日には、吾々人類は直ちに野獣の如くに相食み合ふであらうとか、又若し或る革命の間に強権が顛覆されたら、世は直ちに混沌の裡に陥つて了ふだらうなどと信ずることになつた。

この訳文からは、大杉と幸徳の訳文は文章構成においては非常に似たものになっている。ただ訳語については多少の違いがあり、これは幸徳の方がより原語に忠実であろうとしているように思える。ここでも言えることは、幸徳秋水の『麵麩の略取』の訳文は、大杉栄の訳文を借用したのではなく、あらためて自分の文体と訳語に置き直しているということである。

ところで、大杉は、この訳文を掲載するにあたって「訳者序」を付している。それによれば、クロボトキンは、この章の「前章」として「共産と無政府」と題する一章を置き、理想とする「無政府共産制」が空想の産物ではな

くて「社会進化の自然の理法」として実現することを説いている、と説明する。さらに、「予は先日の金曜講演会に於て「近世社会の二大傾向」と題して、此の「共産と無政府」の一章を紹介した。然るにクロボトキンは、猶此の無政府の部を、物足らず感じてか、殊に俗耳に入り難き此の無政府の部を、更に独立させて、後章「自由合意」の中に詳述してゐるのである。予も亦、読者諸君の研究の資料に供する為めに、ここに之を全訳するの光栄を得たい」と。

注記をすれば、大杉がいう「共産と無政府」の章は、第3章の「無政府共産制」のことで「前の章」の意味である。大杉は、「青年に訴ふ」「新兵諸君に与ふ」の新聞紙条例違反事件で、1907年5月29日から巣鴨監獄に入獄、同年11月10日出獄、文章中の「金曜講演会」は、同年12月6日の第14回講演会で「現代社会の二大傾向」であった（『大杉栄全集』別巻、ぼる出版、2016年1月、「年譜」615頁）。入獄中に大杉はクロボトキンの『相互扶助論』『麵麩の略取』『一革命家の思い出』などを読んだ。山川均によれば、クロボトキンの思想がまとまった形で、同志の間に紹介されたのは、この講演会での大杉の報告が最初ではなかったかと回想している（『麵麩の略取』とその頃の思ひ出」、注（2）参照）。

大杉栄は、翌年1月17日、平民書房で開催された金曜講演会の屋上演説事件で逮捕され、2月10日東京地方裁判所で軽禁錮1ヶ月15日の判決を受けた。3月26日に出獄する。ところで、原書の第11章「Free Agreement（自由合意）」は、第Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの3節から構成されていた。大杉は、そのうちの第Ⅰ節の部分「序」「欧州の鉄道」と小見出しを付して訳出した。なお、「序」では、「商業同盟市」と「ルーアン市」についての訳注を付している。大杉はこの章の「全訳」をめざしていたのであるが、第Ⅱ・Ⅲ節は屋上演説事件での逮捕により掲載が不可能になった。続く「反対論に対する弁駁」を記載することを予告していたが、やむなく中断することになった。このことによって、大杉訳の完結後に掲載される予定であった、マラテスタ

著・幸徳秋水訳「無政府主義と新労働組合」が、急遽2回にわたり掲載されることになった。

(3) 幸徳秋水訳「万人の安楽」(一)～(三)

(『日本平民新聞』1908年3月5日号～同年4月5日号)

幸徳訳のこの部分は、『麵麩の略取』の第2章「万人の安楽」で、原書のChapter II・Well-being For Allに該当している。幸徳は、そのことに言及したうえで、「大杉君今回政府迫害の爲め其執筆を妨げられたるが爲め、本号以後兩三回の間、本篇を以て研究資料に供することとなせり、本篇掲載し畢るの後に至りて、大杉君猶ほ出獄するに至らずんば、予は同君に代りて更に「自由合意」の訳を續ぐべきことを約す」と。この章の全体は第I・II・IIIの3つの節に分けられ、幸徳訳もそれに対応して「其一」「其二」「其三」とし、この章を完訳している。ただ、「其一」には、「生産力の膨大と寄生者の増加」、「目的と実現の手段」という原書にはない小見出しが付されている。ここでも最初のパラグラフだけを原書と幸徳訳文を掲げておく。ただ、『日本平民新聞』と『麵麩の略取』の訳文は同じなので(もちろん一行ずつ点検すれば、訳語や句読点等において多少の違いがあるかもしれない)、『日本平民新聞』の訳文だけを掲げておく。

(A) 原文

Well-being for all is not a dream. It is possible, realizable, owing to all that our ancestors have done to increase our powers of production.

(B) 幸徳訳文

万人の安楽てふことは夢ではない。是れ實地に有り得べく、出来得べきことである、即ち吾人の祖先等が、吾人の生産力を増さんが爲めに爲したる有ゆる尽力の結果に依て。

(4) 幸徳秋水訳「無政府共産主義」(一)(二)

(『日本平民新聞』1908年4月20日号～同年5月5日号)

原書のChapter III・Anarchist Communismの翻訳である。幸徳秋水訳『麵麩の略取』では第3章「無政府共産制」に当たる。原書では31～46頁で、比較的短い文章でI・IIの2節に分割されている。幸徳は第I節を「其一」として二回に分けて訳載している。ここでも冒頭部分を掲載する。

(A) 原文

Every society which has abolished private property will be forced, we maintain, to organize itself on the lines of Communistic Anarchy. Anarchy leads to Communism, and Communism to Anarchy, both alike being expressions of the predominant tendency in modern societies, the pursuit of equality.

(B) 幸徳訳文

吾人は信ずる、孰れの社会でも私有財産を禁じた以上は、自然に共産的無政府の方針に依て組織せねばならぬこととなる。夫れ無政府は共産制を生じ、共産制は無政府に至る、兩者俱に近代社会を風靡する趨向、即ち平等の追求てふことの顕現である。

繰り返しになるが、以上の(3)「万人の安楽」と(4)「無政府共産主義」は、単行書『麵麩の略取』の第2章と第3章として組み込まれたことはいうまでもない。

## 2. 『熊本評論』での翻訳掲載

『熊本評論』は、熊本市において1907(明治40)年6月20日に創刊された。『大阪平民新聞』に遅れること20日であった。毎月2回、5日と20日の発行で、翌年9月20日、第31号まで継続した。創刊号の発行兼編集人は

新美卯一郎、印刷人は松岡悌三であった。母体となった熊本評論社は松尾卯一太と新美卯一郎とによって創立された。内容的には三つの時期に区別されている。第1号（1907年6月20日）から第13号（同年12月5日）が第1期で宮崎民蔵の土地復権同志会の機関紙としての性格を帯びた時期、第14号（1908年1月1日）から第23号（同年5月20日）が第2期で無政府主義的傾向が強くなってきた時期、第24号（1908年6月5日）から第31号（同年9月20日）が第3期で幸徳秋水らの「直接行動」派の機関紙としての役割の強い時期である<sup>(15)</sup>。

幸徳秋水は、*The Conquest of Bread* の Chapter VIII 「Ways and Means」を「衣食の生産に要する時間」と題して『熊本評論』第23号（1908年5月20日）に、Chapter V 「Food」を「将来の革命」と題して、第25号（1908年6月20日）、第26号（同年7月5日）、第27号（同年7月20日）、第28号（同年8月5日）に連載した。もう少し詳しく翻訳の内容をみると、「衣食の生産に要する時間」の方は、その冒頭の注記に「『麵包の略取』第八章の一節」とあるように、原文の「II」の部分の全訳になっている（127～133頁）。ここでも冒頭部分のパラグラフの原文と訳文、それに「多少修正」を加えたとされている『麵包の略取』を掲げておく。

#### (A) 原文

How many hours a day will man have to work to produce nourishing food, a comfortable home, and necessary clothing for his family? This question has often preoccupied Socialists, and the generally came to the conclusion that four or five hours a day would suffice, on condition, be it well understood, that all men work. At the end of last century, Benjamin Franklin Fixed the limit at five hours ; and the power of production has augmented too, and far more rapidly. (pp.127 ~ 128)

(B) 訳文

人が其一家族の栄養的食物と、快意の住居と、必要なる衣服とを生産するが為めには、一日何時間の労働を要する乎。是は屢々社会主義者の間に起つた問題である。而して彼等は夫大抵、総ての人が労働するとすれば、一日四五時間で十分だといふ結論に達した。ベンジャミン・フランクリンは其限界を五時間と定めた。現時快意の欲求が増大したと云ふても、生産力の方も亦増加した、遙かに急激に増加した。

(C) 『麵包の略取』 訳文

人が其一家族の栄養の食物と、快意の住居と必要なる、衣服とを生産するが為めに、一日何時間の労働を要する乎、是は屢々社会主義者の間に起つた問題である。而して彼等は夫大抵、総ての人が労働するとすれば、一日四五時間で十分だといふ結論に達した。ベンジャミン・フランクリンは其限界を五時間と定めた現時快意の欲求が増大したと云ふても、生産力の方も亦増加した、遙かに急激に増加した (153頁)。

これで見れば、『熊本評論』の訳文と『麵包の略取』の訳文の違いは句読点の違いにすぎないことが分かる。

次に訳文「将来の革命」をみてみよう。これについても冒頭に訳者の注記が掲げられている。「評者云ふ、本篇は『麵包の略取』第五章食物問題を論ぜるの全文である。著者が過去に於ける諸革命の功禍を指摘し評説して、将来の社会革命に対する必要の方針を通論するの処、言々句々鋭利を極めて迂儒俗士をして一読驚心駭目せしむるの概がある、即ち訳して評論社諸兄の大正を乞ふこととした」と。つまり、*The Conquest of Bread* の第5章「食物問題」(Food)の全文訳であるというのである。この章は原文では66頁から102頁まで、全体は「I」から「VII」まで分けられている。幸徳は、おそらくその全体を訳し終えていて、各号毎に1回分を掲載し、全体で7回にわ



たって掲載する予定であったと考えられる。しかし、実際には「其一」(I)から「其四」(IV)までを第25号から第28号まで、4回分を掲載しただけで残り3回分(V~VII)は未掲載になっている。その理由は、後に述べるとして、ここでも冒頭部分の原文、『熊本評論』掲載の訳文、『麵麴の略取』の訳文をみておきたい。

(A) 原文

If the coming Revolution is to be a Social Revolution it will be distinguished from all former uprisings not only by its aim, but also by its methods. To attain a new end, new means are required.

The three great popular movements which we have seen in France during last hundred years differ from each other in many ways, but they have one common feature.

(B) 『熊本評論』訳文

将来の革命が、果して社会的革命であるならば、其目的のみでなく、亦た其方法に於ても、総て従前の叛乱とは異なる者でなければならぬ。新な目的を達するには、新たなる手段を要する。

過去一百年間に於て、仏国に現出せし人民の三大運動は、多くの点に於て互に相異なつて居るのだが、而も彼等は一箇共通の現象を有して居る。

(C) 『麵麴の略取』訳文

将来の革命が、果して社会的革命であるならば、其目的のみでなく、亦た其方法に於ても、総て従前の叛乱とは異なる者でなければならぬ。新な目的を達するには、新たなる手段を要する。

過去一百年間に於て、仏国に現出せし平民の三大運動は、多くの点に於て互ひに相異なつて居るのだが、而も彼等は一箇共通の現象を有して居る。

(B) と (C) の訳文は、ほぼ同じであるので、わざわざ (C) を掲載する必要もないが、送り仮名を訂正したほかは、popular の訳を「人民」から「平民」に変えているだけを確認しておきたい。

ところで、訳文「将来の革命」が、「其四」で中断し、継続されなかった理由は、「赤旗事件」の東京地方裁判所での公判報道が優先されたことであつたと考えられる。『熊本評論』第29号(1908年8月20日)には、8月15日に開かれた公判第1日の詳報が1面と2面にわたって「赤旗事件公判筆記」(守田有秋)と題して掲載された。そして第30号(同年9月5日)には、8月22日の公判第2日の模様が同じタイトルで第1面、第3面、第5面にわたって掲載され、さらには8月29日に言い渡された判決結果についても第5面に掲載した。第31号(同年9月20日)は赤インクで印刷された終刊号で、ここにも「悲壮なる最後の法廷」と題された判決宣告のときの法廷の様子が報道されている。

### 3. 「赤旗事件」の及ぼした影響

そもそも「赤旗事件」は、6月22日、東京、神田の錦旗館で開催された山口義三(孤剣)の出獄歓迎会において、余興中に大杉栄らの「直接行動」派が「無政府」「共産」「革命」と赤地に白く縫箔した3本の旗を持出して道路にでたところ、警官隊が「旗を巻け」といって揉み合いになり、堺利彦、山川均、大杉栄、荒畑寒村、宇都宮卓爾ら14名が逮捕された事件であつた。『熊本評論』は、幸徳秋水訳「革命の将来(其二)」が掲載された第26号でこの事件のことを報じた。竹内善朔が執筆した「二十二日の無政府党の活動」は、「迫害は来れり。金曜講演解散し、大阪平民社の落城より僅かに三句、迫害は猛然として来れり。而かも吾人は我党の幸先甚だ妙なるものありて、暗潮の流転、遂に予測すべからざるものあるを覚ゆ」で始まり、「我同志(金曜社派)は、<sup>まず</sup>先無政、無政、無政府党万歳、アナ、アナ、アナ、アナーキーと熾んに連呼し、革命歌を高唱しつつ」云々などの煽情的な文章

で報じている。『熊本評論』第27号（7月20日）は、第1面の巻頭に熊本評論社による「寄付金募集」を掲載した。「同志諸君、読者諸君／諸君の知れる如く、我々の勇敢なる同志十四名は、二十二日の神田事件に関し、端なくも陰険なる敵手に囚われて今や実に云ふに忍びざるの圧虐を受けて居ます。或は乱打せられたり、或は脾腹を蹴られたり、有らゆる圧虐は到底娑婆に於ける我々の想像に及ばぬ処だらうと思ひます」と書き始められ、この事件が「日本に於ける真個活気ある革命の宣告式」として「後世に記念すべきもの」としてアピールする。そのうえで、「勿論我々は復讐もする。併し差当り気になるは囚はれたる同志の身の廻りです。我々は先づ此の当座の急を援はんがために、敢て諸君の心情に訴へて応分の寄付を募集します」と、逮捕者への救援金を求めている。

ところが、警察はこの文章が、新聞紙条例の「秩序壊乱」の罪に該当するとして、8月3日付で熊本県知事・川路利恭名で発行兼編集人である松尾卯一太に宛てて、発売頒布の停止と差押処分等を命じた。第28号（8月5日）に掲載されている「本紙告発せらる」の文章は挑戦的である。「社会の秩序てふものが果して少数紳士閥の掠奪を意味するとせば、吾人は全力、愈々以て社会の秩序を壊乱せざるべからず、好し吾人は今後法廷に立つて誓つて女々しき弁解を試みざるべし、牢獄可なり、追放可なり、絞首断頭更に甚だ可なり」と。この文章もまた同罪にとわれ発売禁止処分をうける。第27号事件の公判は8月5日熊本地方裁判所で行われ、沢井検事は「刑事被告人救護」と「秩序壊乱」の罪に問うた。前者は新聞紙条例第17条の「刑事ノ被告人又ハ刑事ニ触レタル犯罪人ヲ救護シ又ハ賞恤スル為ニスル文書ヲ掲載スルコトヲ得ズ」に、後者は第33条「社会ノ秩序又ハ風俗ヲ壊乱スル事項ヲ記載シタルトキ」に該当するとしたのである。これに対して被告人・松尾は、「救護」というのは、彼らの行為に報いるということではなくて、彼らの「貧困せる家庭」を救済することであり、また「復讐」とは、検事の主張するような「仕返し」というような意味ではなく、「陰険、横暴、悲惨、矛

盾の現社会」を速やかに改革して、自分たちの理想とする「円満なる社会」の実現をめざして努力するという意味であると反論した（「公判の記」第29号・8月20日）。8月10日の佐伯経臣裁判長の判決は、「刑事被告人救護」について軽禁錮1ヶ月、「秩序壊乱」について編集人・発行人として各罰金20円に処した（「判決」第30号・9月5日）。松尾は一旦は控訴したが取り下げ入獄することとなり、また『熊本評論』も第31号（9月20日）をもって終刊を迎えた。

他方で、幸徳秋水の動向を『熊本評論』紙上においてみておこう。6月27日付の熊本評論社に宛てた幸徳の手紙では、「赤旗事件」を今朝の「東京の新聞」で知ったことに言及し、さらに「何しろ彼等は公然明白に無政府共産主義を宣言したのだ、当日の捕縛は即ち其悲死なる宣言式といふべきものだ。／時勢は猛進する、甚だ愉快だ（二十七日）」と興奮気味である（第26号・7月5日）。次いで、「寄付金募集」が掲載された第27号の第1面の下段の「海南評論」では、「同志諸君、時運は急転直下の勢ひを以て進み申候、今より数月、若くば数旬の前、誰か想はん、一千九百〇八年六月二十二日に於て無政府共産の文字を染め出せし鮮血滴るが如き赤旗が、白昼公然日本東京の街上に飄へされんとは」と相変わらず意気盛んである。そして、この事件を1878年にスイスのベルンで起こった、パリ・コミューンを記念したジュラ同盟員たちの赤旗を掲げての行進が警官隊と衝突した事件になぞらえている。幸徳はクロポトキン自叙伝（『一革命家の回想』）の当該箇所を翻訳して掲載している。幸徳はいう、「小生は此三十年前、瑞西に起れる一事と、今回の事件とを対照し来つて、無限の感慨、無限の興趣とを惹起する者に候」と。そして、次のように結ぶ、「天候不順にして病状未だ宜からざるも、内外の事情は最早小生の隠居静養を許さず、今より二週間の後ち、即ち此稿が熊本評論紙上に現はるゝの頃、小生は正に『麵麩之略取』の訳稿を抱いて四国の海を渡る可き心算に候、而して其向かふ処は何処乎、畿内か、中国か、東海か、北陸か、小生自らも知らず、之を知る者は唯だ警犬のみ」と。

幸徳秋水が『麵包の略取』の訳文を抱えて、故郷・中村を出発したのは7月21日、新宮を訪ね、箱根の内山愚童を訪問して、東京に着いたのは8月14日であった。判決の言渡しを傍聴した幸徳は、『熊本評論』終刊号に次のようにメッセージを送った。「八月二十九日の午前、赤旗事件の処刑宣告せらるゝや「無政府党万歳」の三唱は満廷に震撼して、十四名の被告が続々廷外に拉し去らるゝ時、赤衣の堺利彦は新聞記者席に座せる余の前を過ぎ、相見て共に苦笑した。余は小声に「身体を大切にせよ」と告げると、彼は大声に「これで運動も先づ一段落だ」と答へた」と。しかし、幸徳はいう、「一個の段落は全部の文章の終りでない、一段落の終るのは、一層強い、一層深い、一層大きな、一層波瀾ある他の手段を出さんが為めではない乎」（「一段落だ」第31号）と。つまり、従来の社会主義運動は一段落を告げ、「無政府共産」をめざした新しい運動が始まるのであると。その第一歩が『麵包の略取』の翻訳、刊行にほかならなかった。

#### IV 石川三四郎と *The Conquest of Bread*

##### 1. 入獄体験とクロボトキン

ここでは、石川三四郎のクロボトキン紹介に焦点をあてたい。舞台は、福田英子が主宰者であった『世界婦人』である。『世界婦人』は、1907（明治40）年1月1日に創刊され、毎月2回、1日と15日に定期刊行をする予定であった。その後、経営上、編集上、さらには新聞紙条例による弾圧などにより月1回の発行へと変わっていった。新聞紙条例上は石川三四郎が発行兼編集人、神崎順一が印刷人であった。石川の新新聞紙条例違反による入獄にともない第12号から第28号までは神崎が発行兼編集人となったが、第29号から終刊の第38号（1909年7月5日）までは石川が発行兼編集人として復帰している。発行所は福田宅である世界婦人社（東京府豊多摩郡淀橋町角筈738番地）であった。

その第30号(1908年11月5日)と第31号(同年12月5日)に、クロボトキン原著・石川三四郎訳『麵麩の略取』の広告が掲載されている。一部6銭・10部50銭と定価まで案内されている。その広告文には、「クロボトキンは無政府共産主義の大成者にして本書は即其主義を最も痛切に論説せる大著作なり、加ふるに同号にはクロボトキンが自叙伝によりて其曲折波瀾多き大偉人の生涯を序し〔順序を追って述べること〕あれば、一読して此大主義を味ひ得ると同時に偉人の事跡を学ぶことを得べし」とある。石川三四郎の訳文『麵麩の略取』が小冊子として刊行されたような勘違いをするが、定価1部6銭とすれば、同定価の『世界婦人』(第25号)の残部が、このようなタイトルを付して再販売されたと推測できる。事実、第26号(1908年7月5日)第11面には、「読者諸君へ勤告」と題した次のような広告が掲載されている。「前号(即ち二十五号)は無政府共産主義の大成者クロボトキン翁の略伝と『パンの略取』の梗概とを掲載し、聊か斯主義宣伝の便に供しました、然るに同号発行の予告を公にするや、諸方より特別の御注文がありましたので、本社も其形勢を見計らい、平生よりも印刷部数を増加しました、其が為め尚ほ二百部ほど残本が保存してありますから、読者にして斯主義の宣伝を希望せらるゝ方は左の割合にて御注文を願ひます」と。ここでは、10部・50銭、20部・80銭(いずれも郵税込み)とされているので、後に1部での販売がなされたということになる。

さて、その『世界婦人』(第25号・1908年6月5日)には、石川三四郎の論説「無政府共産主義の大成者クロボトキン(政治上に於ける自然主義の一派)」が全12面のうち第1面から第9面にわたって掲載されている。石川は、この年5月19日に巢鴨監獄から出獄したばかりであった。ところで、初期社会主義者をクロボトキンへと近づけた大きな要因になっていると考えられるものに「監獄体験への共感」とでもよぶべきものがある。幸徳秋水、大杉栄、山川均、もちろん石川三四郎などいずれも「監獄体験」を持ち、その体験は、より苛酷なシベリアでの幽閉生活とそこからの脱出に成功した

クロボトキンへの共感と憧れにつながっていったことが考えられる。

クロボトキンは、1872年からチャイコフスキー・サークルに加わり「人民の中へ」運動に従事し、1874年春に逮捕されピョートル・パーヴェル要塞監獄に幽閉された。1876年壊血病にかかり裁判所付属病院に移送、6月30日同志たちの協力により病院から劇的に脱走する。フィンランドをへてスウェーデンへ亡命、ついでイギリスに渡った。まもなくジュラ連合のギヨームと連絡をとりスイスに定住し、アナーキスト・インターナショナルの一員となった。時は10年ほど飛んで、1883年1月フランスのリヨンでインターナショナル加入の罪により禁錮5ヶ月の判決をうけ、リヨン監獄に、ついでクレールヴォー監獄に収監される。スペンサーやヴィクトル・ユゴーらがフランス政府に釈放を要求、3年間の禁錮の後、釈放された。クロボトキンは出獄後『ロシアとフランスの監獄にて』（1887年刊）を書き、「監獄は国家によって支えられた犯罪大学」と論じた。この年、1886年にイギリスへ移住し、10月にはイギリスのアナーキストたちと月刊誌『フリーダム』（*Freedom*）を創刊した。その発刊の趣旨は、クロボトキンによって次のように謳われている、「我々の背後にあって、骨身を削らされてきた長い忍従の時を過ぎて、人類のいまだ知らざる巡礼の到着点である『自由』はいま羽ばたき、遮られることのない光の輝きが人類の希望の地平線に現れ出ようとしている」と。

石川三四郎は、日露戦争後に堺利彦らとは袂を分かって、1905（明治38）年11月10日、「キリスト教社会主義」を掲げ月刊誌『新紀元』を創刊し、発行兼編集人となった。翌年2月に堺利彦と西川光二郎らによって結成された日本社会党にも参加しなかった。石川は、「階級戦争論」（1906年5月10日号）において、「社会主義は徹頭徹尾、同胞相愛の人性にもとづくもの」として暴力をともなう階級闘争を否定し、「政党」の活動には期待を見いだせないとした。1907年1月15日、『光』の堺・西川らと『新紀元』の石川らが合同するかたちで日刊『平民新聞』が創刊され、石川は発行兼編集人を

引受けた。そして、結党1年後の同年2月17日の日本社会党第2回大会の当日、日本社会党に入党することになった。さらに、臨時の評議員会により堺利彦と並んで幹事に選出された。ただ、日本社会党は、その5日後の同月22日、治安警察法の第8条第2項の「安寧秩序ニ妨害」があるとの理由で内務大臣により結党禁止処分を受けた。それより少し前、日刊『平民新聞』第28号(2月19日)は、日本社会党第2回大会での秋水の「直接行動」の主張を「幸徳秋水氏の演説」として、また「日本社会党大会」(無署名)と題した記事を掲載したことによって、新聞紙条例第33条の「社会秩序の壊乱」の罪で告発をうけ、発行兼編集人である石川が被告となった。さらには、公判中により刑罰のより重い第32条の「朝憲紊乱」の罪へとときり替えられて、印刷人であった深尾韶も罪を問われることになった。3月26日の東京地方裁判所(裁判長・今村恭太郎)での判決は、当初の第33条の「秩序壊乱」が適用され、発行人、編集人としてそれぞれ軽禁錮2ヶ月、併せて4ヶ月の軽禁錮刑が宣告された。なお、深尾韶には無罪が言い渡された。ところが28日に検事が控訴することになった。

それとは別に日刊『平民新聞』第59号(3月27日)に掲載された山口孤剣の「父母を蹴れ」が発売頒布禁止処分をうけ、「朝憲紊乱」の罪に問われた。また第63号(3月31日)に掲載された連載中のクロボトキン著・大杉栄訳「青年に訴ふ」も第32条の「朝憲紊乱」に問われ、発売頒布が禁止されたほか、発行兼編集人である石川三四郎が裁判をうけることになり、「裁判攻め」が続いた。4月13日に「父母を蹴れ」事件の東京地裁判決、石川三四郎に発行人と編集人として、それぞれ軽禁錮3ヶ月、合計6ヶ月、執筆者である山口孤剣には軽禁錮3ヶ月、そして「発行禁止」の処分をうけた。こうして、日刊『平民新聞』は第75号(4月14日)をもって廃刊にいたるのである。さらに4月末の「青年に訴ふ」事件で3ヶ月の軽禁錮を加算されて合計13ヶ月の軽禁錮となり、4月25日に下獄した。

石川は出獄する翌1908(明治41)年の5月19日までを巣鴨監獄で過ごす



ことになるが、そこでの読書体験がクロボトキンとの出会いになった。最初の獄中からの福田英子宛の書簡は1907年5月18日付で、『世界婦人』（第11号・1907年6月1日）に掲載されている。読書に関する個所をとりだせば、「入獄以来、一休和尚伝、クロボトキン先生自伝、老子、カールマルロのフェデラリズム、ハックス〔ハクスリー〕論文集等を読み、今レーの書中で社会主義の近状を読んで居ます」と。とりわけ、クロボトキンの自伝『一革命家の回想』については、「クロ翁の自伝は殊に愛読しました、或は涙を流し、或は血を沸し、或は襟を正し、一週日の間殆んど之に心酔しました、そして多大の教訓と知識と激励とを得ました」とコメントしている。続く6月9日付の書簡（同前、6月15日号）でも、幸徳秋水に対して『麵包の略取』よりも前に、堺利彦との共訳で「自伝」の方を訳して欲しいと要求している。幸徳が『麵包の略取』の翻訳にとりかかることを知ってのことである。その『麵包の略取』のことは、8月堺利彦宛の書簡にでてくる（『世界婦人』第15号・8月15日）。「先月読んだ書物を御披露しやう、Russian Nihilism, The Russian Revolutionary Movement, Naturalism and Religion, Mutual Aid, 先哲叢談、禅門宝訓、Father and Son, など、明日から Conquest of Bread にかゝる積り」と。その感想は9月28日付の幸徳秋水宛の書簡に次のようにある（第16号・9月1日）。「[パンの勝利]は非常に面白かつた、僕は従来の自分の理想をハッキリ説明して貰つた様な気がした、取用論（エキスポロプリエーション）の一点は是れクロボトキン翁独特の処であらうが、実に龍を書いて睛を点じたとも言ふべきである、併し其「取用」の時機に達する迄の運動を如何にすべきやは、吾々が慎重に考へねばならぬ問題だ」と。「取用論」は原書第4章の Expropriation の部分である。以上が、獄中書簡のなかでクロボトキンの著作に言及した個所である。一つだけ付け加えれば、1908年1月17日の金曜会屋上演説事件で逮捕された堺利彦の獄中書簡のなかにこの本のことがでてくる。2月1日付堺利彦から為子宛書簡、「石川に手紙を出して置いたが、福田〔英子〕さんに会つた

ら、今度巢鴨〔監獄〕に面会に行つた時、コンケスト、オブ、ブレットという本を宅下して来て、僕に貸して貰ひたいと頼んで置いて呉れ、尤も石川がまだ読んで居るなら仕方がない<sup>(16)</sup>と。堺利彦もまたクロボトキンのこの本に関心を示していた。

## 2. 石川三四郎と「無政府共産主義の大成者」

1908年4月19日、13ヶ月の入獄生活のち石川三四郎は出獄した。福田英子を書いた出獄記「石川三四郎兄の出獄」(『世界婦人』第25号・6月5日)によれば、石川が獄中で研究したのは「社会主義並に宗教に関する諸問題」であったと茫漠と書かかれているが、その思索の跡は、15冊1,500頁にのぼるノートとして残された。そして、そのテーマは『西洋社会運動史』(当初は「西洋社会主義史」として構想された)と『虚無の靈光』の二冊の著作として刊行される予定であった。印刷が早かったのは『虚無の靈光』の方であったが、製本中のところを1908年9月15日、出版法第19条の「社会秩序妨害」により発売頒布の禁止、それに刻版及印本の差押の処分をうけた(「社会主義者沿革(二)」)。「虚無」という言葉が、無政府と破壊を連想させたことが理由であったと推測されている。他方、『西洋社会運動史』の方は、1912(大正1)年12月自費出版されたが、翌年1月に同じく発禁処分にされた。

第25号(1908年6月5日)に掲載されたクロボトキンについての論考「無政府共産主義の大成者クロボトキン(政治上に於ける自然主義の一派)」は、もちろん獄中での「西洋社会主義史」構想の1つの章であり、以後、「社会民主々義の大成者カール、マルクス」(第26号・第27号)、「『資本論』梗概」(第27号・第28号・第29号)、「露国社会主義史」(第30号・第31号)、「基督教社会主義」(第31号・第32号)、「仏国基督教社会主義者ラマンネイ」(第32号)、「動物の相互扶助(クロボトキン著)」(第35号・第36号)と続いていく。石川のクロボトキン論考は、サブタイトルに「政治上に

於ける自然主義の一派」と付されていて、当時流行の「自然主義」文学になぞらえて、「無政府共産主義」を政治上の「自然主義」として説明しているが、現代では解りにくい。おそらくは、自然（事実）にもとづく科学的見解とでも主張したかったのであろう。全体は、1「序」、2「クロボトキンの略伝」、3「『麵包の略取』梗概」の3部に分かれている。「序」において、石川は無政府主義には2派があり、1つは個人的あるいは哲学的な無政府主義で「スチルネル」に代表され、もう一派は無政府共産主義で「バクーニン」や「クロボトキン」に代表されるという。そしてクロボトキンの『麵包の略取』は無政府共産主義を「最も完全に説明したもの」であり、幸徳秋水が故郷土佐にあって目下翻訳に従事していて、遠からず完成する見込みであると聞いている。「吾人は我国に於けるクロボトキンの同志として幸徳兄の如き人物を得たることを深く喜び、且つ深く誇りとするものなり」と述べている。ただ、翻訳書を待つことができない人のために「入門の一方便」として本論説を披歴するものであると説明している。

したがって、本論考の内容は、石川が獄中において原書で読んだ、*Memoirs of a Revolutionist* と *The Conquest of Bread* を要約して紹介したものであることは容易に想像がつく。いずれも目次をたどりながら丁寧で紹介している。『麵包の略取』についてみれば、第1章「吾人の富」から第17章「農業」までを各章ごとに要約し、一部は翻訳して紹介している。例えば、石川がクロボトキン独自の思想として評価した第4章「収用」から引用すれば、次のようになる。

無政府主義及び収容の思想が、苟も独立の精神を有する者の賛同を受くべきは蓋し吾人予想の上にあらん、然るに吾人に同情ある者は曰はん、されど注意せよ、人類は然く急速に進歩すべきものに非ず、其考案を急に行はんは、甚だ危険なりと、『されど収用に関して、吾人の恐るゝは寧ろ之と反対の点に在り、即ち吾人の恐るゝのは其収用を実

施するに当りて之を究極まで断行せざる時に在り』・・・・

括弧（『 』）内が原文からの引用部分、原書の該当箇所は次のような文章である。

The ideas of Anarchism in general and of Expropriation in particular find much more sympathy than we are apt to imagine among men of independent character, and those for whom idleness is not the supreme ideal. "Still," our friends often warn us, "take care you do not go too far! Humanity cannot be changed in a day, so do not be in too great a hurry with your schemes of Expropriation and Anarchy, or you will be in danger of achieving no permanent result."

Now, what we fear with regard to Expropriation is exactly the contrary. We are afraid of not going far enough, of carrying out Expropriation on too small a scale to be lasting. (p.58)

ちなみに、幸徳秋水の翻訳『麵麩の略取』での訳文を掲げておく。

無政府主義てふ大体の観念及び収容てふ特殊の思想は苟くも独立の性格を有せる人々や、遊惰を最上の理想としない人々の間に於ては、吾人が想像し得るよりも、遙かに多大の同情を有して居るのである、而も吾人の諸友人は吾人に忠告して曰ふ、『夫でもマア、注意して余り極端まで行き過ぎないことだ！人間てふ者は一日で変ずることは出来ないから、君の収容と無政府の計画も、余り急いでやろうとすれば却つて何等永久の効果を挙げ得ざる危険がある』と。

然るに、収用に関して吾人の憂ふる所は、之と正反対である、吾人は寧ろ其行き方の足らぬのを恐れる、収用を行ふの度の余りに小なる

がために、其永續する能はざるを恐れるのである。(72頁)

ところで、石川が獄中からの書簡(1907年9月28日付)において、「翁独特の所」で「実に龍を書いて晴を点じたとでも言ふべきである」と評価した「収用」論は、現代風にいえば、生産者(農民・労働者)による生産過程と成果についての共有化あるいは公共化ということになるだろうが、実際には地主や資本家からの生産手段の収奪という行為をとまなうことになる。したがって、石川は、その「収用」の「時機に達する迄の運動を如何にすべきやは、吾々が慎重に考へねばならぬ問題だ」と記し憂慮をも示していた。

この問題は、日本社会党第2回大会以後における「直接行動」論と「議会議政策」論の対立の問題に関わっている。『世界婦人』(第19号・1907年11月15日)に掲載されている10月13日付の書簡では、石川は次のように意見表明をしている。「小生の意見は従来と異らず、社会主義といふ大理想を実現すべく(何れも議会議政策も直接行動も)一部の手段たるべしと存じ候、此の前提によりて各自が自己の好むところに専心せば、少しも互に相妨ぐる可有之間敷候、寧ろ斯くてこそ、大理想実現のために、大協同の実を挙げ得べきと存じ候、小生の考にては革命の機運来り候際、専ら其効を奏するは、クロ翁の所謂「収用」にありと存候、併して其「収用」は革命に際しての一戦術に過ぎず候、総同盟罷工は、革命運動其物と成るべきも、其時機到来するまでは、仲々容易の事には非ず候、而して其時機までは、議会議運動も自助的事業も皆社会主義の重要手段たるべく候」と。石川は、「直接行動」論も「議会議政策」論も、社会主義実現のための一つの「戦術」であり、「時機」をわければ両立可能であると考えたのである。『麵包の略取』において、クロボトキンは「議会議政策」(社会民主主義)に対立する「直接行動」については言及していない。そのことが、石川に両立可能論を考える余地を与えたのである。

その点、幸徳秋水にあっては、「議会議政策」論に代わる「戦術」として

「直接行動」論があり、それがクロボトキンの「無政府共産主義」の思想へとたどり着かせたのである。その幸徳は、土佐中村で『世界婦人』のクロボトキン論考が掲載されている第25号を受けとって、7月5日付で石川三四郎に宛てて、「スバラしい物だ、クロ翁がアレだけに日本に紹介されたのは今度始めてだ、涙の出る程嬉しい、深く・・〔繰り返し〕君の労を感謝する、パンの略取の要点も警句も大体洩さず載せられて居る、良くアレだけにまとまつたものだと敬服に堪えぬ」（『世界婦人』1908年7月5日）と最大限の賛辞をおくっている。

## V 『麵麩の略取』の秘密出版

### 1. 『麵麩の略取』の出版

幸徳秋水は、1908（明治41）年8月14日「赤旗事件」の公判開始にあわせて、また翻訳を終えた『麵麩の略取』の刊行のために、7月21日に中村町を出発、四万十川を下り下田港から高知港を経て大阪港に着いたのが7月24日、そこから紀伊半島をぐるりと廻って、和歌山県勝浦港に着いた。勝浦からは陸路をへて新宮町にはいったのが7月25日、新宮では大石誠之助宅に滞在、しばらくの静養の後、三輪崎港を出発したのが8月8日、翌朝鳥羽港に上陸し二見ガ浦に一泊、10日には伊勢神宮を訪ね、その日のうちに名古屋港に上陸、妻千代子の姉・松本須賀子の家に宿泊した。8月11日名古屋駅から東海道線を乗り継いで国府津駅で下車して、箱根林泉寺の内山愚童を訪問し二泊して<sup>(17)</sup>、14日新橋駅に到着、その日は芝浦の竹芝館に投宿した。大石や内山らの訪問が、後に「大逆事件」の謀議へと結びつけられた。そして翌15日の東京地方裁判所での「赤旗事件」第1回の公判を傍聴した。住所を淀橋町柏木926番地（岡野辰之助方）に定め平民社とした。岡野は監獄の看守から社会主義者になった異色の人物で、幸徳の仲介により日刊『平民新聞』の校正係となった。『麵麩の略取』の刊行にあたっても校

正・発送に協力したことが知られている。その後、9月30日には小泉策太郎の紹介で巢鴨村2040番地に移転し平民社（巢鴨平民社）を置いた。いわゆる巢鴨平民社といわれる時代で、「大逆事件」の「11月謀議」の場所とされた。

この年10月末か11月初め、箱根、林泉寺の僧侶で「大逆事件」で死刑になった内山愚童は、秘密印刷したパンフレット『入獄紀念・無政府共産』を柳行李に入れて巢鴨平民社を訪問している。パンフレットを平民社にあった読者名簿により発送してもらうつもりであった。神崎清の記述によると、幸徳は『麵麴の略取』の秘密出版を準備していたので、この申し出をことわった。そして、読者名簿のなかから大石誠之助や松尾卯一太らの名前と住所を書き写させた。その時の幸徳の発言を、内山は次のように説明している。「『麵麴ノ略取』ハ文明協会テ出版スル筈テ、原稿ヲ三百円テ売渡シタカ、事情有ツテ出版スル事カ出来ヌト云フ故、抵当百円ヲ入レテ買戻ス事ニシタト申シ升タ」（内山愚童の第7回予審調書）<sup>(18)</sup>と。幸徳は、『麵麴の略取』を学術書として合法的に出版することを考えて、大隈重信が設立し海外の学術翻訳書を出版していた大日本文明協会に依頼していたが叶わず、自費出版することを余儀なくされた。このことは、Ⅱ章で紹介した岩手県気仙郡世田米村在住の医師・大條虎介宛の1908年11月30日付書簡に記されている。大條は幸徳より2歳年上で、『熊本評論』（1907年11月20日号）掲載の幸徳の「九州青年と語る」を読み文通が始まった。この書簡のなかで、幸徳はこの「圧迫迫害」の状況を次のように述べている、「近来政府の我党に対する圧迫は益々甚しく、小生の住居の前後には常に三、四人の探偵が張番し居り、小生の来往に必ず尾行し、来訪の客には一々姓名を尋ねるのみならず、屢々同志と称して種々の廻し者を遣はし来るやうの有様にて、殆ど手も足も出申さず、又社会主義に関する出版印刷は、あらゆる手段にて禁絶するの方針とかにて、都下の印刷処は皆な此種の印刷物を拒絶しますので困るのです」<sup>(19)</sup>と。このような中での『麵麴の略取』の刊行であった。

『麵麩の略取』の完成本は、菊版（タテ×ヨコ、22.5×15cm）、仮綴・並製、英版自序12頁、和訳例言5頁、目次2頁、本文365頁で、奥付には訳者兼発行者「平民社」（右代表・坂本清馬）、発行人「戸恒保三」、印刷所「秀英舎」、発行所「平民社」（北豊島郡巢鴨村2040番地）と印刷されている。発行日は、1909（明治42）年1月30日となっている。この本は出版法により発禁処分を受けたにもかかわらず、現在でも割合に容易に入手することが可能である。その理由は予約出版という方式で、処分前に多くの部数が印刷され、処分前に大量に流通されたという理由があった。ともかく、出版法による発禁処分を予測して、幸徳がとった出版方法は予約出版方式で、先ずは無届で刊行して後に警視庁への出版届を出すという方法であった。出版法によれば、「発行ノ日ヨリ到達スヘキ日数」を除いて3日前に2部を内務省（東京においては警視庁）に提出して検閲を受ける必要があった（第3条）。この正式の発行・発売の前に、予約を募集し、発売してしまおうと考えたのである。したがって、奥付に印刷されている発行日である1月30日前に、週刊『平民新聞』等の購読者名簿に記載されている全国の同志にむけて、予約募集の案内状が配布・郵送された。「大逆事件」の家宅捜索で押収された証拠物のなかでは、百瀬晋からの押収物として「麵麩ノ略取予約出版ニ就テ」という一枚物の印刷物が掲載されている。神崎清『革命伝説』によれば、定価1円のところ80銭の先払い、1,000部限定、メ切は1909（明治42）年1月15日、と紹介されている。つまり、発行前の1月15日までに申し込みがおこなわれ、届出された1月30日までには発売が一通り終了したということになる。なお、神崎によれば案内状には、「本書は、或る事情に依り、予約メ切後は、一切発売し得ざることとなり、永久絶版となるやも計り難いので、成るべく此際御申込みを願ひます」との注記が付されていたとのことである<sup>(20)</sup>。

予約案内状の原本は確認できていないが、『熊本評論』の後継紙で、飛松与次郎を発行兼編集人、松尾卯一太を印刷人として1号だけが刊行された



『平民評論』（1909年3月10日号）には、「『麵包の略取』の出版」と題された記事が掲載されていて、そのなかに予約募集文の一部が紹介されている。それによれば、「本書は現世界第一流の科学者にして欧州革命党の泰斗たるピーター・クロボトキン翁の健筆に成り、其内容は」として、以下全17章のタイトルを紹介し、次のように述べる。「無政府共産主義の理想に遵がつて革命を遂行し、完全なる自由平等の社会を建設すべき順序方法を詳細に而も軽妙に、容易に而も熱烈に述べ尽して余蘊なきものですから、苟くも欧州革命党の最新の議論と運動とを知らんと欲する人は必ず一読すべき者と信じます」というような文章であった。

さて、引き受けるところがなくて苦勞していた印刷・製本については、比較的最近に発見された秋水からの東亜同文会の和田三夫宛の1908年12月17日付の書簡につきのようにある。「毎度乍御手数、あと一千部を至急御印刷製本御命被下まじくや、成るべく早く製本して置かねば長くなると其筋之注意を引き、着手困難と相成可申に付、禁止令出ざる今の中にこしらへて置き申度候」<sup>(21)</sup>と。この書簡でわかることは、『麵包の略取』の印刷・製本については和田三夫なる人物が介在していること、その証拠は、この手紙の前半で、この日和田を訪問した折にでた「阿堵物」（印刷製本の諸経費）については2日後の19日午前中にとりあえず150円を届けること、残金については「少々御猶予願上度候」と書き送っていることから判断できる。もう1つ、この書簡から分かることは、1,000部の増刷が要請されているので、全部で2,000部が印刷・製本されたということが推測される。事実、次に紹介するクロボトキン宛の書簡で2,000部印刷したことが判明する。ただ、東亜同文会の和田三夫なる人物については、よく分かっていない。クロボトキン宛の書簡にはただ「友人」としか記されていないが、おそらく、後に名前のでてくる小島龍太郎と関係のあった人物と推測できる。

ところで、印刷・製本の時期について、先に紹介した大條虎介が上京した1908年12月21日、「幸徳ハ近頃拵ヘタ本タト申シテ、『パンノ略取』ト

云フ本ヲ私ニ呉レマシタカラ、私ハ同志ニモ送ツテクレト申シテ、其代金ヲ渡シテ参リマシタ」(1910年9月17日、検事聴取書)との供述<sup>(22)</sup>があるので、12月20日頃までには第1刷は出来上がっていたと推測できる。この時、「幸徳ノ淋シキ悲惨ノ境遇及容顔ヲ見テ社会民人ノ為メニ尽ス人ハスクモ悲惨ノモノカト非常ニ感動」し、涙を流して同情を深めるようになったとも述べている。12月26日付のロンドン・クロボトキン宛の書簡(「往復書簡(11)」)では、次のように出版されたことを知らせている。

I feel very happy to say that I forward with this letter three copies of Japanese translation of your “the Conquest of Bread” for which you gave me your kind permission. If you want more copies of it, write me. I will send soon as many as you like.

I finished this translation last July, but its printing was delayed till today as the most printers refused it owing to the Government’s interference.

However I found at last by the aid of a friend a printing house where we could secretly print its two thousand copies. And now they are being sold among our comrade.

I am intending to advertise and publicly sell them after they have been already circulated through the country, and will how is the Government’s attitude toward us. The police, of course, will try to sieze [*sic*] all copies, but too late!

予約出版に関しては、神崎清の前掲書には、神戸夢野の海民病院・岡林寅松から4部の申込みがあり、予約締切り後に送金しても差支えないかとの問合せがあり、幸徳からは「例之件は来月に成つても宜敷候間、一部でも多く御周旋願候」との返事がなされたことが紹介されている<sup>(23)</sup>。この幸徳の葉

書は、「証拠物写」の岡林寅松からの押取物（第1068号）に記載されているもので、前段に「御無沙汰致候、御葉書及新聞多謝、獄中及在京之同志いづれも健在に候」の文言が付されていた。ちなみに「証拠物写」に押取物として記載されている『麵麴の略取』は岡林寅松（第1098号、以下は番号のみ記述）を始めとして坂本清馬（339 - 1）、佐々木道元（398 - 1・2）、吉田勝蔵（492）、奥村一馬（498）、百瀬晋（596）、武田九平（667）、岩出金次郎（871）、三浦安太郎（1012）、田中泰（1242）、徳美松太郎（1283）と余り多くない。

「訳者兼発行者・平民社」の「代表者」となった坂本清馬は、1908年1月17日の金曜会屋上演説事件で軽禁錮1ヶ月の判決をうけ東京監獄に入獄、その後『熊本評論』の記者として熊本に赴いた。同年7月「赤旗事件」の被告らを救援するために上京、9月末には兄の経営する雑誌社（羽衣社）で働くため広島にいった。そして、巣鴨平民社で幸徳と同居するようになったのは11月9日からであった。ここで食事をはじめとする日常生活を支え、また訪問客の対応に当たった。坂本の回想「『麵麴の略取』刊行者としての思い出」によれば、「12月の半ば」頃、製本が出来たという通知があり、「麴町三番町のある金持（多分先生の友人の小島龍太郎さんであったように思う）の妾宅の倉庫に隠してある製本を、毎夜少しずつ取りに行ったり、昼間は市内や府下数ヶ所の郵便局に発送しに行ったり」したと記している。また印刷人になった戸恒保三、それに管野須賀子、神川松子らの協力もあったこと、中島寿馬が中央郵便局からロンドンの大英博物館に送ったことに触れている。ところが、「どういう魔がさしたのか、また誰と話しあったのか、突然先生が「既に発送してしまって目的を達したのだから、届けて見ようぢやないか」といい出した」ということであった。坂本は反対したが、管野が「万一発覚した時に、累を先生に及ぼすようなことがあってはいけなから、届出をしたのがいい」という意見を出して、「已むを得ず一月下旬内務省に本を添えて届出した」と回想している。「社会主義者沿革（第三）」の「処分

一覽」によれば、1909年1月30日発行、同年1月29日付で出版法第19条の「安寧秩序妨害」で発売頒布禁止、「刻版及印本」の差押え処分をうけたことになっている。あきらかに虚偽の記載がなされている。名義上、発行の代表者となった坂本清馬は、出版法違反（第22条・無届出版）にとわれ、1909年3月9日東京地方裁判所において罰金30円の処分を受けた。罰金は幸徳が負担し、管野を通して坂本に渡された。

1909年2月4日付で幸徳秋水からクロボトキンに宛てられた書簡（「往復書簡（12）」）では次のように報告されている。

Dear Sir: The Sale of my Japanese translation of "the Conquest of Bread" has been prohibited by the Japanese Government. The police men have researched my house to seize its' all copies, but they could find only 20 copies. Oh! good government and sagacious police!

翌月3月10日に発行された『平民評論』（第1号）で、このことを次のように伝えている。『『麵包の略取』は発行当日其筋より発売禁止を命ぜられ、同時に三十余部を押収せられ、之れが為め坂本清馬兄は右代表署名人として出版法違反に問はれ、去四日が公判開廷の筈なりと聞く、因に『麵包の略取』の原本は丸善株式会社にて販売し居れるが、英版は五円三十銭、米版は二円二十五銭なり」と。クロボトキン宛の1909年4月5日付書簡では、3部送った翻訳書が届いているか、当局によって押収されたのではないかと確認している（「往復書簡（13）」）。それに対するクロボトキンからの返事は同年7月23日付で送られてきて、確かに翻訳書を受取ったこと、そのうち1部はBritish Museumに送ったことが知らされている（「往復書簡（14）」）。

この間に管野須賀子を発行兼編集人、古河力作を印刷人として刊行された『自由思想』（第1号・1909年5月25日）には、熊本市の平民評論社の広告が掲げられ、「平民評論は第一号を限りとして廃刊の已むなきに立ち至りま

した、而して其の一号も諸君に配布し得たるは僅かに三百部余にて、他の千二百部は配布前に悉く押収されました、即ち印刷所より引出す処を十余名の警官の爲めに包囲せられ、遂に押収せられました」云々と。警察の取締りがますます厳しくなっていく様子がみてとれる。また、『自由思想』の同じ第4面には、『麵包の略取』の広告が掲載されていて、「本社苦心の余に成れる訳書は発刊後直ちに政府の爲めに発売禁止を命ぜられ、永く日本人民をして此大思想、大文字〔文学〕に接せしむる能はざるに至れり、本社は我社会文運の爲めに深く之を悲む」と伝えている。ここで「本社」とされているのは、「東京府豊多摩郡千駄ヶ谷町九百三番地、幸徳方」の平民社となっている。残部について、販売するつもりであったのであろうか。同じ面の英文欄「The Conquest of Bread」には、次のように記されている。

We have finished our translation of Kropotkin's "The Conquest of Bread" and printed one thousand copies two month ago. The Government soon prohibited its sales and the policemen researched our office to seize its all copies, though they could find only 20 copies. As the result, the publisher was fined 30 yen on the charge of having secretly sold them without permission of the censors. In fact the rest copies were distributed among young students and workers through the country and are being read with great interest and curiosity.

「seize」（押収する）のスペルが「seize」と表記されているのは、幸徳独特の間違いであるので、この英文自体も幸徳のものではないかと考えられる。ともかく1,000部が印刷され、押収された本はわずか20部であったというのである。発行部数については増刷したことを隠しておいたのであろう。

これには後日談がある。秘密出版においても頒布されなかった『麵麩の略取』は、小島龍太郎の「妾宅の倉庫」から、東京監獄の近く、四谷塩町でタバコ販売をしていた幸徳秋水の遠縁にあたる兼松義整・増江夫妻のもとに移転され秘蔵された。秋水逮捕後の1910年10月9日付、兼松増江から秋水の母・多治子に宛てられた書簡には、「今日突然本郷署等の刑事が参りまして、ある人が四谷の交番の隣の煙草屋にかの本が預けてあると云う事をき、ましたが、有りますかとお尋ね」<sup>(24)</sup>とあり、その重さは「四拾貫目程」はありそうな、つまり150キロほどの重さになると記されている。もちろん義整は「置いてはない」と否定したが、もし家宅捜索がおこなわれたら「それまでの運命」とあきらめるほかはないが、とりあえずは「その本をするはん」だけを小包郵便で、中村町に住む秋水の姉・谷川牧子に送くるつもりである、との内容である。「するはん」というのは「紙型」のことだと思われるが、出版法第19条では発売頒布禁止処分においては「刻版及印本」の差押処分もなされることになっていたが、「刻印」の処分は免れたということであろうか。

秋水は、大逆事件での公判中、獄中から三弁護士に宛てた「陳弁書」(1910年12月18日)のなかで、『麵麩の略取』の翻訳、出版を日本政府が禁じたことについて次のように抗議している、「私の訳した『麵麩の略取』の如きも、仏語の原書で、英、独、露、伊、西等の諸国語に翻訳され、世界的名著として重んぜられて居るので、これを乱暴に禁止したのは文明国中日本と露国のみなのです」<sup>(25)</sup>と。秋水は、「無政府共産主義」を実現するための「直接行動」には、現状において「教育」が必要であり、そのために『麵麩の略取』の翻訳、刊行とその思想の浸透が重要であると認識していたのである。

## おわりに

『麵麩の略取』の秘密出版から1年半ほど後、1910(明治43)年6月1日

幸徳秋水は大逆罪の容疑で湯河原において逮捕された。その後の捜査のなかで作成された「予審調書」をはじめとする「訴訟記録」に収録されている文書類は基本的には有罪を立証するための記録であり<sup>(26)</sup>、被告たちの真実の声が反映されているわけではない。そのことを念頭においてクロボトキン関係の供述を紹介すれば、逮捕翌日の東京地裁における予審判事・潮恒太郎によってなされた第1回訊問調書には次のように記録されている<sup>(27)</sup>。

問 其方ハ社会主義ヲ奉シテ居ルカ

答 左様テス

問 其方ハ如何ナル社会主義ノ派ニ属スルカ

答 別ニ派ト申ス程ノ事ハアリマセヌカ、簡單ニ申セハ無政府共産主義ト言フ訳テス

問 何時頃カラ無政府共産主義ヲ奉シテ居ルノカ

答 私ハ書生時代カラ社会問題ノ研究ニハ興味ヲ持ツテ居タノテス、而シテ最初ハ独乙ノ社会主義ノ如ク多クノ労働者ノ代表者ヲ議会ニ出シテ其勢力ニヨリテ法律ヲ改正シテ行ケハ、社会ノ改良モ出来ルト信シテ居タノテスカ、近時議会ノ有様ヲ見ルニ非常ニ腐敗シテ居レリ、到底議会ノ力ヲ以テ社会ヲ改良スル事ハ覚束ナイカラ、労働者ノ団体ヲ作り、其力ニヨツテ社会ノ改良ヲ図ラントシ、近年、無政府共産主義ヲ主張スル事ニナツタノテス

問 無政府共産主義トハ、如何ナル事ヲスルカ

答 実行方法トシテハ人民ヲ一般ニ教育スルト云フ主義テス

問 其名ノ示ス如ク治者被治者ノ関係ハヲ認メルノカ

答 現在ノ社会状態ヲ変シテ直チニ治者被治者ノ関係ヲ否認ス訳テハアリマヌカ、自分等ノ理想ノ如ク社会カ改良サルレハ、自然、治者被治者ノ関係ハ無クナツテ、社会ハ完全ニ治マツテ行ク事ニナルノテス

そして、内山愚童を除く 25 名の被告が確定した同年 10 月 17 日付の第 13 回訊問調書では、次のような確認がなされている。

問 其方カ無政府共産主義ヲ主張スル様ニナツタノハ何時カ

答 私ハ以前ヨリ無政府主義ノ本ヲ読ンテ居マシタカ、明治三十八年十一月アメリカニ参リ、桑港ニ滞在中同主義ヲ研究シ、其頃ヨリ無政府主義ヲ奉スルコトニナリマシタ

問 桑港滞在中米国人「ジヨンソン」ト云フ人ト交際シタカ

答 左様テス、無政府主義者テハアリマスカ、主義ノ運動ナト致シテ居ル人テハアリマセヌ

1910 (明治 43) 年 11 月 9 日予審終結、公判開始が決定された。12 月 10 日から公判審理が始まり、同月 25 日大審院次席検事であった平沼騏一郎は論告求刑において、この事件は「大逆罪ノ予備陰謀」に該当するとして、「動機ハ信念ニアル」と断定し、「被告人ノ多数ハ無政府共〔産主義〕ヲ信ズルモノドモナリ」として刑法第 73 条により 26 被告全員の死刑を求めた<sup>(28)</sup>。鶴丈一郎を裁判長とする大審院特別刑事部における判決書においてもこれを踏襲して、「理由書」の冒頭、「被告幸徳伝次郎ハ夙ニ社会主義ヲ研究シテ、明治三十八年北米合衆国ニ遊ヒ深ク其地ノ同主義者ト交リ、遂ニ無政府共産主義ヲ奉スルニ至ル、其帰朝スルヤ専ラ同主義ノ伝播ニ致シ、頗同主義者ノ間ニ重セラレテ隠然其首領タル観アリ」と書き出され、その他の被告人もおおむね「無政府共産主義」を「信条」となすもの、もしくは「其臭味」を帯びる者であるとした<sup>(29)</sup>。つまり、「大逆事件」においては、「無政府共産主義」という「信条」が有罪とされた。

翌 1911 (明治 44) 年 1 月 18 日大審院特別法廷において他の 23 名の被告とともに、幸徳秋水は死刑判決を受けた (2 名は有期刑)。そして 6 日後の 1 月 24 日市ヶ谷監獄において絞首刑に処せられた。「無政府共産主義」は、



幸徳秋水にとってはクロボトキンの思想そのものであった。その意味において、『麵包の略取』は「大逆事件」において死刑の宣告をうけた翻訳書であったのである。

## 注

- (1) 神崎清『革命伝説』（全4巻）、ここでは「子供の未来社」版（2010年6月～12月）、第4巻収録の「事項索引」を参照。
- (2) 坂本清馬『『麵包の略取』刊行者としての思い出』（『文庫』1960年4月号）、『大逆事件を生きる』（新人物往来社、1976年7月）に再録。山川均『『麵包の略取』とそのころの思い出』（岩波文庫版『麵包の略取』1960年4月）収録。
- (3) 山泉進・田中ひかる・山本健三（解説・訳）「幸徳秋水・クロボトキン往復書簡」（『初期社会主義研究』第30号、2022年3月）で、9通の幸徳秋水のクロボトキン宛書簡を紹介している。大逆事件の「証拠物写」収録のクロボトキンの幸徳秋水宛書簡5通をくわえて、年月日順に（1）～（14）の番号を付した。なお、幸徳秋水書簡は国際社会史研究所が所蔵する1通（3）とロシア連邦国立図書館（GARF）が所蔵する8通（2）（5）（6）（8）（9）（11）（12）（13）ということになる。資料の引用にあたっては、正式には、例えば（11）書簡については[GARF, Kropotkin P. A. Collection, f. 1129, op. 2, ed. khr. 1418, ll. 18-21]のような資料番号を付す必要があるが、ここでは省略した。「幸徳秋水・クロボトキン往復書簡」（前掲）をもって代えたい。
- (4) *Mother Earth* (reprint edition), N. Y.: Greenwood Reprint Corporation, 1968. 『幸徳秋水全集』（第9巻、明治文献、1969年12月）236頁。
- (5) 『幸徳秋水全集』（同上）237頁。
- (6) 同上、247頁。
- (7) 同上、252～255頁。
- (8) 幸徳秋水「渡米日記」（同上）173頁。
- (9) D.L. ゴールドベルグ「（資料紹介）幸徳伝次郎（秋水）のA. ジョンソンおよびP.A. クロボトキン宛書簡」（Народы Азии и Африки: история, экономика, культура: 『アジア・アフリカ諸民族：歴史、経済、文化』（第3号、1976）、モスクワで年6回刊行されているロシア語雑誌で、幸徳秋水のジョンソン宛書簡18通、クロボトキン宛書簡7通、フリッツ宛書簡1通、コルネリセン宛書簡1通、合計27通が紹介されている。それに大逆事件「証拠物写」に収録されているクロボトキンの幸徳秋水宛書簡4通が加えられている。

- ここでは、1906年7月19日付幸徳秋水のフリッツ (Fritz) 宛書簡。ロシア語に訳された、これらの書簡については鳥根県立大学教授・山本健三氏に翻訳をお願いした。また、GARF 所蔵の同年9月3日付のフリッツからクロボトキン宛の書簡については、Sho Konishi, *Anarchist Modernity*, (Harvard University Press: Harvard East Asia Monographs 356, 2013, p.231) を参照した。
- (10) 1906年9月25日付、クロボトキンの幸徳秋水宛書簡は、「証拠物写」に収録されているものである。「証拠物写」については、「幸徳秋水・クロボトキン往復書簡」の解説(山泉進)を参照のこと。なお、「往復書簡」からの引用にあたっては、煩雑を避けるために下線などは省略した。なお、「往復書簡」では触れることができなかったが、「大逆事件」捜査における幸徳秋水の「予審調書」には、第3回調書(1910年6月20日、潮恒太郎予審判事)で、「其方ハ何時頃カラ「クロボトキン」ト交際シテ居ルカ」と問われ、「面識ハアリマセヌガ明治四十年頃カラ書面ノ往復ハ致シテ居リマス」と答え、続いて、「証拠物写」の「一六二ノ一、一六二ノ二、一六二ノ三、一六二ノ四、一六二ノ五」が示され、クロボトキンの書簡であるかと問われ「左様テス」と答えている。また、1910年10月17日付第13回調書でも、この書簡について訊問をうけている。
- (11) 原書は Kropotkin, *The Coquest of Bread*, G.P.Putnam's Sons: New York and London, 1906. である。ここでは、London: Chapman and Hall, Ltd, 1906. のリプリント版 (New York: Kraus Reprint Co, 1970) を使用する。なお、リプリント版によれば、目次 (Contents) 2頁、序文 (Preface) 10頁、本文 296頁、注 (Notes) 3頁である。坂本清馬の回想によれば、「英文原書は赤い羽二重のような絹表紙で、本は、非常に軽い、綿を引き延ばしたようなやわらかい紙に印刷した、厚さが二寸くらいの菊版の美しい書籍であった」ということである。
- (12) 『幸徳秋水全集』(第9巻、前掲) 349頁。以下の書簡については、頁数だけを本文中に ( ) にいれて表記する。
- (13) 同上、408頁。この書簡は「証拠物写」(大條虎介・押収番号 1577-1) に収録されていたものである(『証拠物写』大逆事件記録第2巻下、世界文庫版、1964年5月、632頁)。
- (14) 『幸徳秋水全集』(第7巻、1969年1月) 100頁。この「訳者引」は、『麵麴の略取』には収録されなかった。塩田庄兵衛「大逆事件の背景」(『秘録・大逆事件』上巻、春秋社、1959年9月)で紹介され、岩波文庫版(1960年4月)に収録された。塩田によれば幸徳秋水の自筆原稿を小泉策太郎が所蔵していたとのことである。〔 〕は引用者、以下も同様。
- (15) 絲屋寿雄「解説」(『熊本評論』復刻版、明治文献資料刊行会、1962年7月)。
- (16) 小正路淑泰『堺利彦と葉山嘉樹』(論創社、2021年5月) 25頁。

- (17) 内山愚童は、この時『麵包の略取』の原稿を読んでいる。その年の9月頃、平民社を訪問した時、幸徳秋水にクロボトキンの「革命手段」を質問した。それに対して幸徳は、「革命ノ先導者ハ導火線タルニ過キス、貧民又ハ労働者ニ口火ヲ付クレハ感染性ノモノナリ、革命家ハ出来上リタル後ニ名譽ヲ得ントスルハ禁物ナリ、自分ハ革命ノ礎トナルノカ革命家ノ任也、而シテ革命ノ手段ハ総同盟罷工ナリ／総同盟罷工ハ直接行動ニシテ乱暴カ目的ニヤ〔ア〕ラス、要求ヲ達スルカ目的ナリ、而シテ之ヲ甘〔ウマ〕ク遣ルノハ統率者ノ手腕ニシテ熟練カ必要ナリ、之ヲ遣リ損セハ却テ労働者ノ不幸トナル」との返答をしたことが記録されている（今村力三郎「今村公判ノート」、専修大学今村法律研究室編『大逆事件（三）』、専修大学出版局、2003年3月、58頁）。
- (18) 神崎清『革命伝説』（第2巻、子どもの未来社、2010年7月）46頁。
- (19) 『幸徳秋水全集』（第9巻、前掲）409頁。
- (20) 神崎清『革命伝説』（前掲）96頁。
- (21) 筒井秀一「新収集資料より」（『自由のともしび』自由民権記念館）2015年9月1日号
- (22) 神崎清『革命伝説』（前掲）97頁。
- (23) 同上。
- (24) 山泉進解題「幸徳秋水親族より多治子宛書簡」（『大逆事件の真実をあきらかにする会ニュース』第44号、2005年1月24日）。兼松義整については、兼松義明「秋水のこと」（『幸徳秋水全集』別巻一付録、1972年10月）を参照のこと。
- (25) 幸徳秋水「獄中から三弁護士宛の陳弁書」（『幸徳秋水全集』第6巻、明治文献、1948年11月）534頁。
- (26) 「予審調書」等の捜査の記録については、「（資料紹介）明治四十三年特別第壹号被告事件・訴訟記録写総目録」（『初期社会主義研究』第23号・2011年9月）の山泉進解題を参照のこと。「予審調書」等が、被告の発言通りでないことについては、前掲「獄中から三弁護士宛の陳弁書」のなかの「聴取書及調書の杜撰」の項目で言及されている。
- (27) 以下の幸徳伝次郎「予審調書」は、『秘録・大逆事件』（下巻、春秋社、1959年10月）4頁と29頁から引用。ただし、ここでは渡辺順三の筆写したノートから原文を復元した。
- (28) 平出修「大逆事件特別法廷覚書」（『平出修集』改裝版、第2巻、春秋社、1981年7月）484、488～489頁。
- (29) 「大逆事件判決書」（専修大学今村法律研究室編『大逆事件（一）』、専修大学出版局、2001年3月）105頁。